

# 令和3年度 文京区障害者地域自立支援協議会

## 第1回 権利擁護専門部会 次第

日時：令和3年8月26日（木）10時～12時  
オンライン開催（会場：文京区民センター3A会議室）

- 1 開会
- 2 委員自己紹介
- 3 部会長及び副部会長の互選
- 4 議題
  - (1) 令和3年度自立支援協議会について
  - (2) 令和3年度自立支援協議会における検討事項について
  - (3) 中核機関について
  - (4) 平成30年度～令和2年度 障害者（児）計画の評価について
  - (5) 令和2年度の権利擁護部会開催報告と令和3年度の今後の予定について
  - (6) その他
- 5 その他 次回日程等

### 【配布資料】

- |         |  |
|---------|--|
| 資料第1号   | 令和3年度文京区障害者地域自立支援協議会権利擁護専門部会委員名簿                 |
| 資料第2号   | 文京区障害者地域自立支援協議会 要綱                               |
| 資料第3号-1 | 文京区地域自立支援協議会について                                 |
| 資料第3号-2 | 文京区障害者地域自立支援協議会（組織図）                             |
| 資料第3号-3 | 文京区障害者地域自立支援協議会スケジュール                            |
| 資料第3号-4 | 平成30年度～令和2年度 検討状況                                |
| 資料第4号   | 検討事項について   |
| 資料第5号   | 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築をめざして                        |
| 資料第6号-1 | 令和3年度文京区障害者地域自立支援協議会における障害者・児計画への評価等について         |
| 資料第6号-2 | 障害者・児計画（平成30年度～令和2年度）の事業実績の評価について                |
| 資料第6号-3 | 文京区社会福祉協議会権利擁護センター事業実績及び城北ブロック地区別実績              |
| 資料第6号-4 | 令和2年度学習会「親あるうちにそなえて～障害者のための成年後見制度～」アンケート集計結果（抜粋） |
| 資料第7号   | 令和3年度学習会「親あるうちにそなえて～障害者のための成年後見制度～」チラシ           |

## 令和3年度文京区障害者地域自立支援協議会 権利擁護専門部会委員名簿

令和3年8月26日(木)

※○は新メンバー

敬称略

| 役職名   |   | 委員名    | 所属機関・団体・施設名                 |
|-------|---|--------|-----------------------------|
| 協議会会長 |   | 高山 直樹  | 東洋大学 社会学部社会福祉学科 教授          |
| 親会委員  |   | 松下 功一  | 文京槐の会 は〜と・ピア2施設長            |
| 親会委員  |   | 藤枝 洋介  | 文京区障害者就労支援センター 所長           |
| 親会委員  |   | 安達 勇二  | 文京地域生活支援センターあかり             |
| 委員    |   | 美濃口 和之 | 文京区障害者基幹相談支援センター            |
| 〃     |   | 浦崎 寛泰  | 弁護士                         |
| 〃     |   | 箱石 まみ  | 司法書士                        |
| 〃     |   | 安田 剛一  | 文京区民生委員・児童委員協議会 大塚地区        |
| 〃     |   | 山口 恵子  | 知的障害者相談員                    |
| 〃     |   | 新堀 季之  | 社会福祉士(高齢者あんしん相談センター駒込センター長) |
| 〃     |   | 平石 進   | 文京区社会福祉協議会 権利擁護センター係長       |
| 〃     |   | 杉浦 幸介  | 当事者委員                       |
| 〃     |   | 久米 佳江  | 当事者委員                       |
| 区 委員  |   | 渋谷 尚希  | 障害福祉課 身体障害者支援係長(身体障害者福祉司)   |
| 〃     | ○ | 荒井 早紀  | 障害福祉課 知的障害者支援係長(知的障害者福祉司)   |
| 〃     | ○ | 高松 泉   | 予防対策課 保健指導係長(保健師)           |
| 〃     | ○ | 佐藤 祐司  | 予防対策課 精神保健係長                |
| 〃     | ○ | 安藤 浩子  | 福祉政策課 地域福祉係                 |
| 事務局   |   | 坂田 賢司  | 文京区社会福祉協議会 次長               |
| 事務局   |   | 井美 有希未 | 文京区社会福祉協議会 権利擁護センター         |
| 事務局   |   | 遠山 由佳  | 文京区社会福祉協議会 権利擁護センター         |
| 事務局   |   | 山田 晶子  | 文京区社会福祉協議会 権利擁護センター         |

## 文京区障害者地域自立支援協議会要綱

|               |                |
|---------------|----------------|
| 19文福障第1705号   | 平成20年2月18日区長決定 |
| 19文福障第2191号   | 平成20年3月31日一部改正 |
| 23文福障第2692号   | 平成24年3月30日一部改正 |
| 24文福障第688号    | 平成24年6月01日一部改正 |
| 24文福障第2127号   | 平成25年1月24日一部改正 |
| 26文福障第3145号   | 平成27年3月30日一部改正 |
| 27文福障第2238号   | 平成28年2月01日一部改正 |
| 30文福障第2657号   | 平成31年3月15日一部改正 |
| 2019文福障第2982号 | 令和2年3月18日一部改正  |
| 2020文福障第2045号 | 令和2年12月18日一部改正 |

## (目的及び設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として、文京区障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関し必要な事項

## (組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は指名するものを委員とする。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 精神科医師 1名
- (3) 障害者相談員 2名
- (4) 別表第1に掲げる機関から推薦のあった者
- (5) 別表第2に掲げる職にある者
- (6) その他区長が必要があると認めた者

## (委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は3年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会の下に、専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。
  - (1) 就労支援専門部会
  - (2) 相談支援専門部会
  - (3) 権利擁護専門部会
  - (4) 障害当事者部会
  - (5) 地域生活支援専門部会
- 3 部会は、協議会が指定する事項について、分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。
- 4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 5 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。
- 6 第2項第1号から第4号までに規定する部会の部会員は、協議会委員のうちから会長が指名する者及び公募により決定した者をもって構成する。
- 7 第2項第5号に規定する部会の部会員は、協議会委員のうちから会長が指名する者をもって構成する。
- 8 前2項に規定する者のほか、部会長（部会長が定まっていない場合においては会長。以下この項において同じ。）が必要があると認めるときは、部会長は、協議会委員以外の者を部会員として指名することができる。
- 9 部会長は、必要があると認めるときは、部会に副部会長を置くことができる。この場合において、副部会長は、部会員のうちから、部会長が指名する。
- 10 部会は、部会長が招集する。
- 11 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に報告し、副部会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 12 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会に出席することができる。
- 13 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる機関等において処理する。
  - (1) 就労支援専門部会 文京区障害者就労支援センター
  - (2) 相談支援専門部会 文京区基幹相談支援センター
  - (3) 権利擁護専門部会 文京区社会福祉協議会権利擁護センター
  - (4) 障害当事者部会 文京区基幹相談支援センター

(5) 地域生活支援専門部会 福祉部障害福祉課

14 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(守秘義務)

第8条 協議会及び部会に出席した者は、協議会及び部会の運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条の規定に関わらず、平成19年度に委嘱した委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(公募手続)

2 改正後の文京区障害者地域自立支援協議会要綱第8条第3項ただし書に規定する公募の手続については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

|           |               |      |
|-----------|---------------|------|
| 福祉関係      | 文京区社会福祉協議会    | 1名   |
|           | 民生・児童委員協議会    | 1名   |
|           | 文京区家族会        | 1名   |
| 社会復帰・就業関係 | 飯田橋公共職業安定所    | 1名   |
|           | 都立精神保健福祉センター  | 1名   |
| 相談支援事業者関係 | 区内指定一般相談支援事業者 | 3名以内 |
| 障害者支援施設関係 | 区内障害者支援施設     | 6名以内 |

別表第2（第3条関係）

|         |   |
|---------|---|
| 区職員 委員  | 福祉部障害福祉課長<br>保健衛生部予防対策課長<br>文京保健所保健サービスセンター所長<br>教育推進部教育センター所長                  |
| 区委託事業所等 | 区立大塚福祉作業所施設長又は区立小石川福祉作業所施設長<br>区立本郷福祉センター施設長<br>障害者就労支援センター所長<br>障害者基幹相談支援センター長 |

## 文京区障害者地域自立支援協議会について

### 1 設置目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として設置する。

### 2 設置時期

平成20年3月

### 3 協議会検討事項

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関すること。

### 4 会議運用

#### (1) 会議の公開

文京区障害者地域自立支援協議会は、原則、公開の会議とする。

#### (2) 傍聴者の定員及び受付方法

傍聴者の定員は、会場の規模に応じて決定する。傍聴者の受付は、会議開催の当日に会場において先着順に行う。

#### (3) 会議記録の取扱い

- ・ 障害者地域自立支援協議会（親会）においては、会議録を作成し、会議名、開催日時、開催場所、出席委員氏名、発言内容、その他必要と認めた事項を記載する。
- ・ 各専門部会においては、要点記録方式とする。
- ・ 会議記録及び要点記録の作成に当たっては、その内容の正確を期すため、出席した委員全員の確認を得るものとする。

なお、確認手続を経た会議記録及び要点記録は、行政資料として、資料と併せて行政情報センターに配架するとともに、区ホームページに掲載し、公開する。

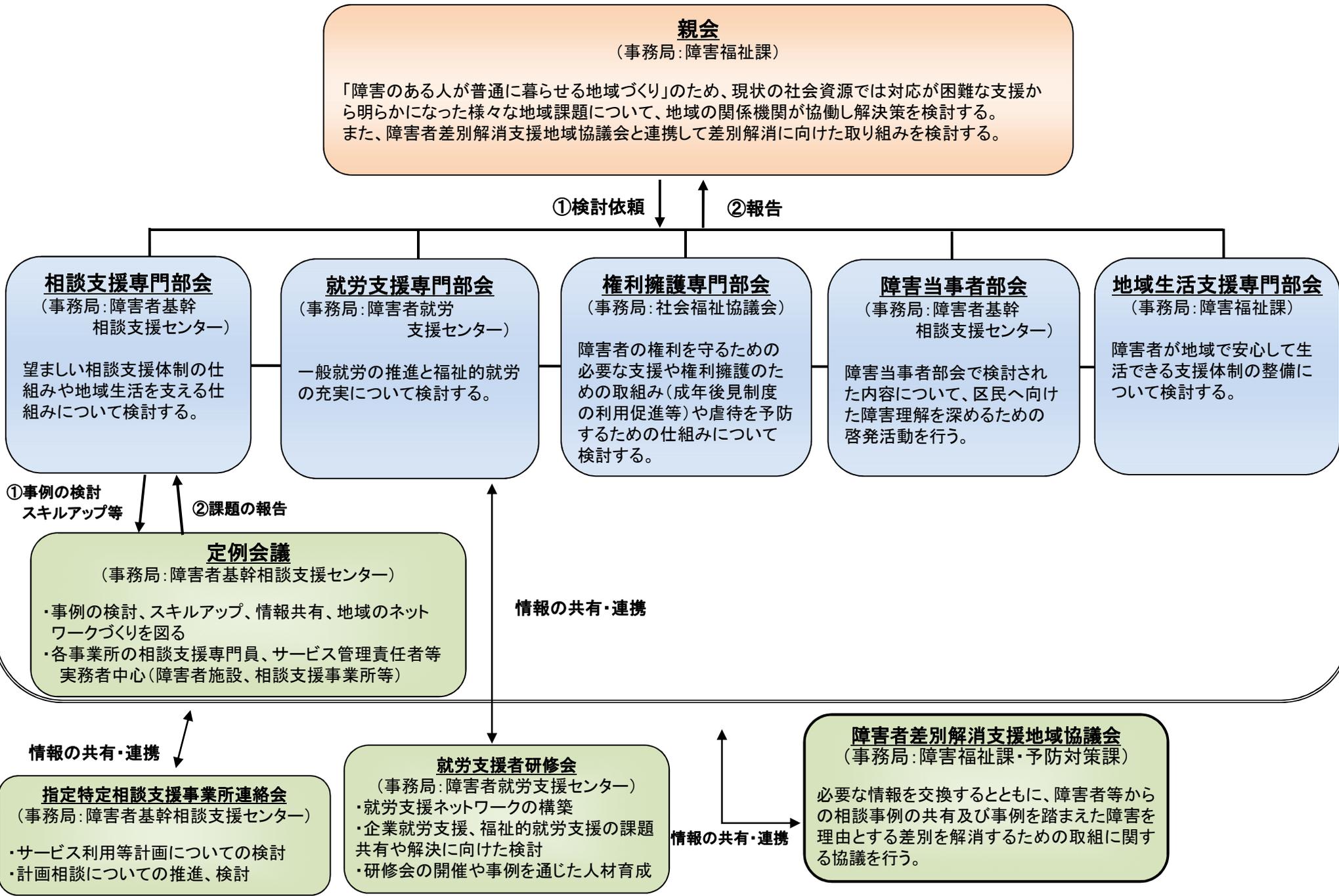
#### (4) 委員の代理出席

委員の代理出席は、認めない。

#### (5) 委員以外の者の出席

会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

# 文京区障害者地域自立支援協議会（組織図）



令和3年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール

|                 | 4月 | 5月 | 6月           | 7月  | 8月 | 9月 | 10月 | 11月         | 12月 | 1月 | 2月 | 3月  |
|-----------------|----|----|--------------|-----|----|----|-----|-------------|-----|----|----|-----|
| 自立支援協議会<br>(親会) |    |    | 第1回<br>(6/9) |     |    |    | 第2回 |             |     |    |    | 第3回 |
| 相談支援<br>専門部会    |    |    |              | 第1回 | →  |    |     | 第2回         | →   |    |    | 第3回 |
| 就労支援<br>専門部会    |    |    |              | 第1回 | →  |    |     | 第2回         | →   |    |    | 第3回 |
| 権利擁護<br>専門部会    |    |    |              | 第1回 | →  |    |     | 第2回         | →   |    |    | 第3回 |
| 障害当事者部会         |    |    |              | 第1回 | →  |    |     | 他専門部会等と合同開催 |     |    |    | →   |
| 地域生活支援<br>専門部会  |    |    |              | 第1回 | →  |    |     | 第2回         | →   |    |    | 第3回 |

# 文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等

|            | 平成30年度                                       | 平成31年度(令和元年度)       | 令和2年度                                 |
|------------|--|---------------------|---------------------------------------|
| 親会         | 委員委嘱(1年任期)                                   | 委員委嘱(2年任期)          |                                       |
|            | 専門部会からの報告に対する検討                              |                     |                                       |
|            | 前期障害者・児計画の評価                                 | 次期障害者・児計画に盛り込む施策の検討 |                                       |
|            |  |                     |                                       |
| 相談支援専門部会   | 区内地域で活動する関係機関等とのネットワークの強化                    |                     |                                       |
|            | 相談支援に関する地域課題や支援困難事例等の解決に向けた仕組みの検討            |                     |                                       |
|            | 定例会議を継続 スキルアップ、ネットワークの推進                     |                     |                                       |
|            |  | 次期障害者・児計画に盛り込む施策の検討 | 指定特定相談支援事業所の聞取調査報告<br>コロナ禍での相談支援の意見交換 |
| 就労支援専門部会   | 就労を通じた社会参加を促進するため、職場体験、チャレンジ雇用等、多様で柔軟な仕組みの検討 |                     |                                       |
|            |  | 次期障害者・児計画に盛り込む施策の検討 |                                       |
|            |  |                     | 障害者就労支援ハンドブック作成の検討                    |
| 権利擁護専門部会   | 成年後見制度、意思決定支援のあり方など、障害者の権利を守る仕組みの検討          |                     |                                       |
|            |  | 次期障害者・児計画に盛り込む施策の検討 |                                       |
|            |  |                     | 成年後見制度の課題整理等                          |
| 障害当事者部会    | 区民へ向けた障害理解を深めるための啓発活動の実施                     |                     |                                       |
|            |  |                     | 民生委員との交流会の検討<br>今後の活動目的や方向性の検討        |
| 地域生活支援専門部会 |  | 本富士地区の地域課題への対応の検討   | 駒込地区の地域課題への対応の検討                      |

## 令和3年度文京区障害者地域自立支援協議会

### 各専門部会の検討事項について

令和3年度の各部会の検討事項は、下記の事項とし、下記事項については、文京区障害者地域自立支援協議会へ検討の進捗状況及び議論の方向性を報告する。

また、各部会は、検討事項に属さない事項についても、必要に応じて検討するものとする。

#### 記

##### 1 相談支援専門部会

相談に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステム等についての調査・研究・検討を行う。

障害児から成人への切れ目のない支援を含む相談支援体制の強化について検討する。

##### 2 就労支援専門部会

就労に関する相談や支援内容等についての調査・研究・検討を行う。

障害者就労を支える体制の強化のために就労支援ハンドブック（仮）の作成について検討する。

##### 3 権利擁護専門部会

権利擁護に関する課題や支援のあり方についての調査・研究・検討を行う。

中核機関との連携・関係団体との課題共有の検討を含む障害者の成年後見制度のあり方等、障害者の権利を守る仕組みについて検討する。

##### 4 障害当事者部会

障害理解を深めるための啓発活動等についての検討を行う。

他専門部会や関係団体と協同して開催し、障害当事者の役割や参画について検討する。

##### 5 地域生活支援専門部会

障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築について検討を行う。

令和3年度に地域生活支援拠点を設置する駒込・富坂地区の地域課題への対応について検討する。

# 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築をめざして ~文京区成年後見中核機関の設置~

事業概要：権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりをすすめるための中核機関を設置します。

## 1 背景

認知症の高齢者の増加等にもとない、国は、成年後見制度が、他の福祉制度とともに、判断能力の不十分な高齢者や障害者を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、成年後見制度の利用促進に関する法律（平成28年5月施行）及び成年後見制度利用促進計画（平成29年度閣議決定）を策定しました。

文京区においても、これまで、認知症や知的障害、その他の精神上的の障害などにより財産管理や日常生活等に支障がある人が、地域で自分らしく安心した生活が送れるよう、区の関係機関や社会福祉協議会にて相談や地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用促進事業を進めてきました。

これらの法律や計画に基づき、文京区においても、法律や医療、保健等の関係機関や地域団体との連携強化と支援体制を図るため、地域連携ネットワークの構築のための中核機関を令和3年4月に文京区が設置し、文京区社会福祉協議会に運営を委託することとしました。

### 成年後見制度が必要となる背景

#### 必要性

- 認知症等により判断能力が低下すると、
  - ①預貯金の引き出し等、金銭管理が困難
  - ②介護サービス等が必要でも契約困難
  - ③消費者被害、詐欺のターゲットになる恐れ
- 今後、認知症高齢者や単独世帯の高齢者等の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていく
- 一方、文京区の成年後見制度の利用者は372人（R2）  
※参考：認知症日常生活自立度Ⅱa以上の方 5,272人（R2）  
必要な人に制度が利用されていない可能性

#### 課題

- 社会生活上の大きな支障が生じない限り、制度が利用されない傾向がある
- 法律専門職等が後見人に選任されたケースの中には、意思決定支援、身上保護等の福祉的視点に乏しい運用がある
- 後見人等への支援体制が不十分、福祉的観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことが困難
- このため、利用者が制度を利用するメリットを実感できていない

## 2 文京区における成年後見制度推進に関する計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項および国基本計画に基づき、文京区が文京区地域福祉保健推進計画と一体とする形で、文京区における成年後見制度の利用促進に関する計画を平成30年度に3か年計画で策定しました。令和3年度から新たな3か年の計画が始まります。この計画の中では、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度支援事業（報酬助成等）、法人後見、権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築などを推進することが掲げています。

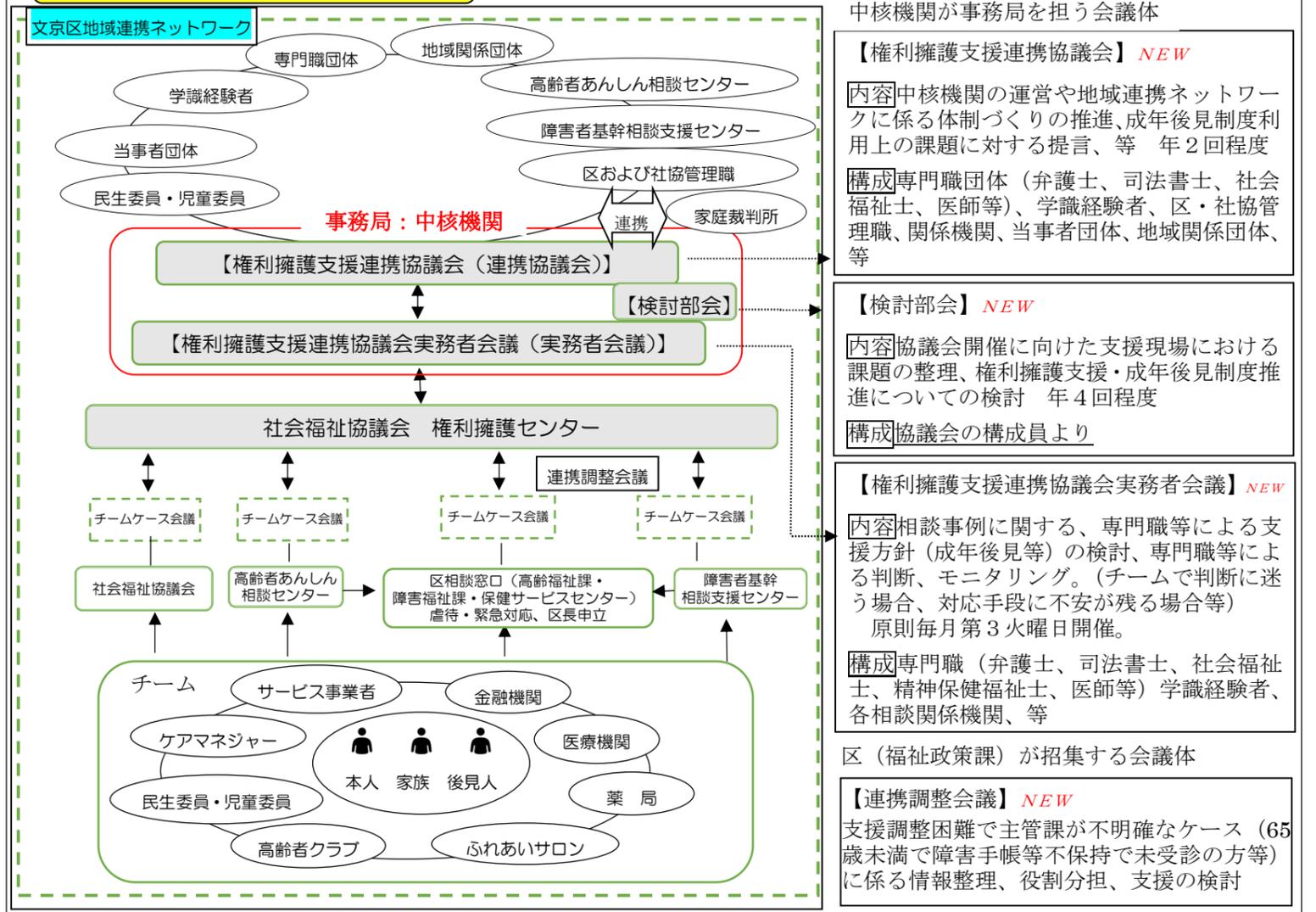
## 3 これまでの検討経過

地域連携ネットワーク構築や中核機関のあり方について、文京区で「中核機関準備会」を開催し、令和元年度から計9回、各専門職団体や関係機関からのご意見をいただきながら検討を行いました。また、文京区社会福祉協議会では、令和3年度から開催予定の具体的なケースについて専門職から意見付与をする「実務者会議」にあたる「プレ会議」を同じく令和元年度から計5回開催し、課題点と改善点の検討を行いました。

## 4 事業概要

中核機関は地域連携ネットワーク構築や成年後見制度利用促進のための指令塔機能や進行管理、連携協議会等の会議体の運営を行います。また、成年後見制度推進機関において相談体制の充実、広報啓発機能の強化を行います。推進を行う中で、今後後見人の担い手育成の課題等についても検討してきます。

## 5 文京区地域連携ネットワークと会議体



中核機関が事務局を担う会議体

**【権利擁護支援連携協議会】NEW**  
 内容 中核機関の運営や地域連携ネットワークに係る体制づくりの推進、成年後見制度利用上の課題に対する提言、等 年2回程度  
 構成 専門職団体（弁護士、司法書士、社会福祉士、医師等）、学識経験者、区・社協管理職、関係機関、当事者団体、地域関係団体、等

**【検討部会】NEW**  
 内容 協議会開催に向けた支援現場における課題の整理、権利擁護支援・成年後見制度推進についての検討 年4回程度  
 構成 協議会の構成員より

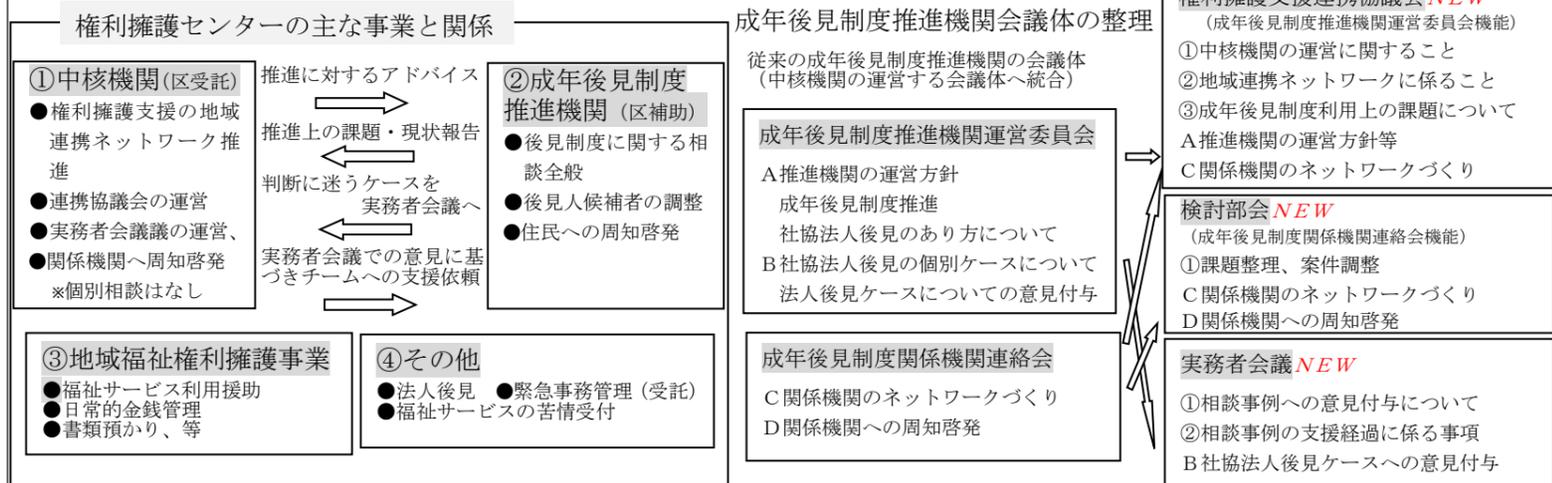
**【権利擁護支援連携協議会実務者会議】NEW**  
 内容 相談事例に関する、専門職等による支援方針（成年後見等）の検討、専門職等による判断、モニタリング。（チームで判断に迷う場合、対応手段に不安が残る場合等）原則毎月第3火曜日開催。  
 構成 専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、医師等）学識経験者、各相談関係機関、等

区（福祉政策課）が招集する会議体

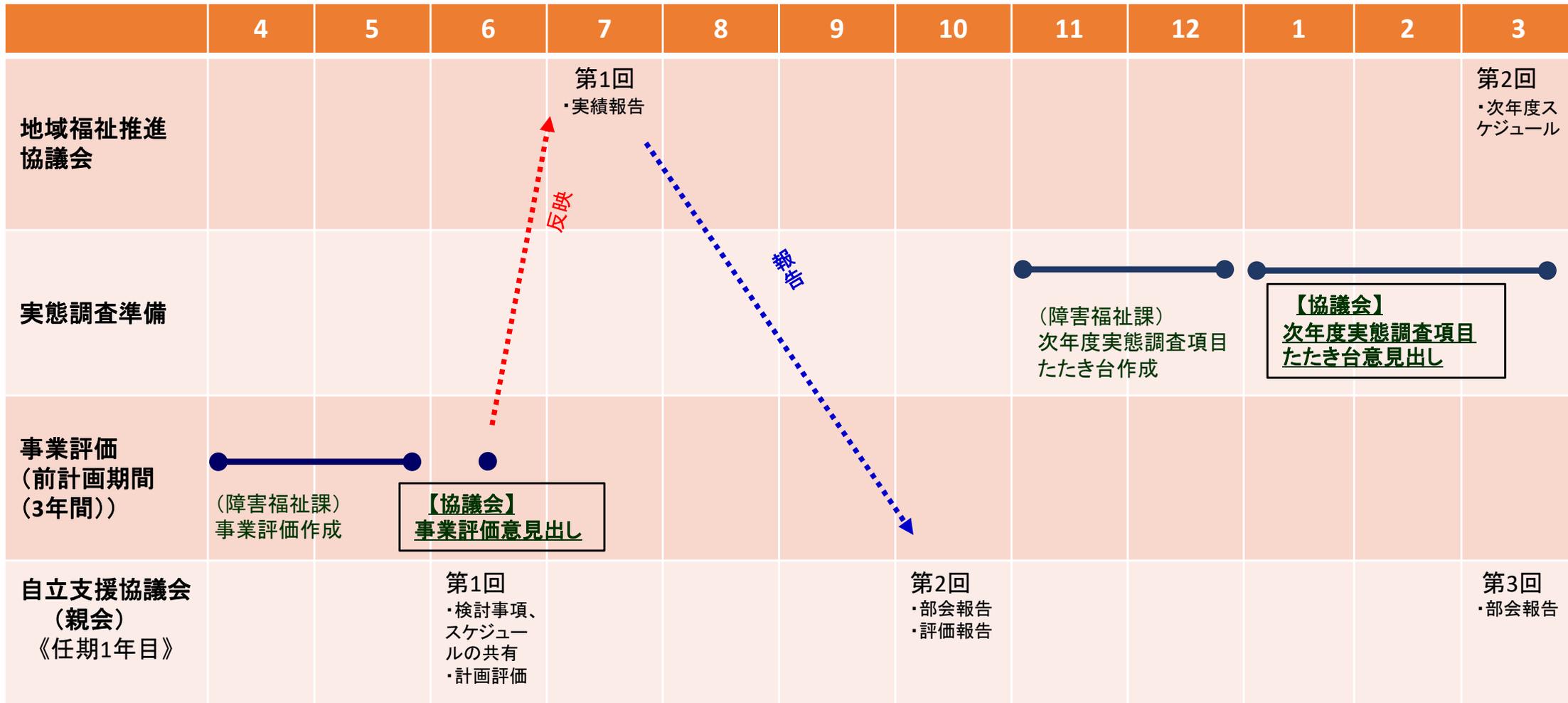
**【連携調整会議】NEW**  
 支援調整困難で主管課が不明確なケース（65歳未満で障害手帳等不保持で未受診の方等）に係る情報整理、役割分担、支援の検討

## 6 実施体制

これまで文京区社会福祉協議会がすすめてきた成年後見制度推進機関や地域福祉権利擁護事業等と有機的な連携を図るため、中核機関を文京区が設置し、文京区社会福祉協議会が運営を受託します。文京区社会福祉協議会では、権利擁護センターで成年後見制度推進機関とともに中核機関の運営を行います。



# 令和3年度文京区障害者地域自立支援協議会における障害者・児計画への評価等について



障害者・児計画(平成30年度～令和2年度)一部抜粋

2-2 権利擁護・成年後見等の充実

障害者の人権や意思が尊重され、地域の中で安心して生き生きと自分らしい生活を送れるようにするため、成年後見制度の利用促進や障害福祉サービスに関する相談等の充実を図るとともに、障害者虐待の防止に向けた取組みを推進していきます。また、障害者の差別解消のための取組に関する協議会の運営を行っていきます。

|           |   |            |         |      |      |
|-----------|---|------------|---------|------|------|
| 事業名       | 2-2-1 福祉サービス利用援助事業の促進(地3-3-1)   |            |         |      |      |
| 事業概要      | 高齢、知的障害、精神障害などにより判断が難しいため、日常生活で支援が必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援する。【社会福祉協議会実施事業】 |            |         |      |      |
| 3年間の事業量   | 項目  | 28年度実績     | 30年度    | 31年度 | 32年度 |
|           | 福祉サービス利用援助事業件数  | 46件        | 46件     | 46件  | 46件  |
|           | 財産保全管理サービス件数  | 25件        | 33件     | 34件  | 35件  |
|           | 法律相談件数  | 16件        | 16件     | 16件  | 16件  |
| 対象ライフステージ | 就学前   | 就学後(小・中・高) | 卒業期／就職期 | 高齢期  |      |
|           | ○   | ○          | ○       | ○    |      |

|           |   |            |         |      |      |
|-----------|---|------------|---------|------|------|
| 事業名       | 2-2-2 成年後見制度の利用促進◆(地3-3-4)  |            |         |      |      |
| 事業概要      | 成年後見制度について、区民向けの学習会の開催やパンフレットの配布等を通じて、普及・啓発を進めるとともに、制度利用についての相談に対応する。また、弁護士等の専門家による個別相談会を開催する。【社会福祉協議会実施事業】 |            |         |      |      |
| 3年間の事業量   | 項目  | 28年度実績     | 30年度    | 31年度 | 32年度 |
|           | 成年後見学習会・講座開催数   | 8回         | 10回     | 10回  | 10回  |
|           | 専門相談件数  | 25件        | 33件     | 34件  | 35件  |
| 対象ライフステージ | 就学前   | 就学後(小・中・高) | 卒業期／就職期 | 高齢期  |      |
|           |   |            | ○       | ○    |      |

|               |  |            |         |     |
|---------------|--|------------|---------|-----|
| 事業名           | 2-2-3 法人後見の受任  |            |         |     |
| 事業概要          | 成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施する。<br><b>【社会福祉協議会実施事業】</b> |            |         |     |
| 対象ライフ<br>ステージ | 就学前  | 就学後(小・中・高) | 卒業期／就職期 | 高齢期 |
|               |  |            | ○       | ○   |

|               |   |            |         |     |
|---------------|---|------------|---------|-----|
| 事業名           | 2-2-4 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実  |            |         |     |
| 事業概要          | 福祉サービスの利用にあたり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援に努める。<br>また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図る。<br><b>【社会福祉協議会実施事業】</b> |            |         |     |
| 対象ライフ<br>ステージ | 就学前   | 就学後(小・中・高) | 卒業期／就職期 | 高齢期 |
|               | ○   | ○          | ○       | ○   |

|               |  |            |         |     |
|---------------|--|------------|---------|-----|
| 事業名           | 2-2-5 障害者・児虐待防止対策支援事業  |            |         |     |
| 業概要           | 区民向けの講演会の開催や障害者虐待防止リーフレットの配布、障害者施設等従事者への研修会等を通じて広報・啓発活動を進め、障害者虐待防止や早期発見を図る。<br>障害者虐待の通報窓口や相談を受ける障害者虐待防止センターにおいては、虐待の防止や早期発見、虐待を受けている可能性のある対象者の安全確保と事実確認等の迅速な対応を行う。また、障害者基幹相談支援センターをはじめ、対象者の年齢に応じて子ども家庭支援センターや高齢者あんしん相談センターと連携しながら適切な支援を行うとともに、園や学校、福祉施設など、その他関係する機関との協力体制の整備等、支援体制の強化を図っていく。 |            |         |     |
| 対象ライフ<br>ステージ | 就学前  | 就学後(小・中・高) | 卒業期／就職期 | 高齢期 |
|               | ○  | ○          | ○       | ○   |

|               |   |            |         |     |
|---------------|---|------------|---------|-----|
| 事業名           | 2-2-6 障害者差別解消支援地域協議会の運営   |            |         |     |
| 事業概要          | 地域の関係機関等が委員となり、障害を理由とする差別に関する相談等の事例共有や障害者差別解消条例に関する検討等、差別を解消するための取組について協議を行う。 |            |         |     |
| 3年間の<br>事業量   | 障害を理由とする差別の解消に向けて、必要な情報交換や取組に関する協議を行うために障害者差別解消支援地域協議会を6回開催する。(年2回)           |            |         |     |
| 対象ライフ<br>ステージ | 就学前   | 就学後(小・中・高) | 卒業期／就職期 | 高齢期 |
|               | ○   | ○          | ○       | ○   |

### 3-2-3 DV被害の防止及び救済

#### 事業概要

夫などから暴力被害を受けている女性及び母子からの相談を受け、心身の健康を回復させるための医療機関受診、保護命令制度利用についての情報提供、婦人保護施設及び母子生活支援施設等への入所による住宅の確保の支援等を、関係機関と連携して行う。

## 3-3 福祉保健サービスの利用支援と権利擁護の推進

### 3-3-1 福祉サービス利用援助事業の促進

#### 事業概要

高齢、知的障害、精神障害などにより判断が難しいため、日常生活で支援が必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援する。

【社会福祉協議会実施事業】

|           | 項目名            | 単位 | 28年度実績 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|-----------|----------------|----|--------|------|------|------|
| 3年間の計画事業量 | 福祉サービス利用援助事業件数 | 件  | 46     | 46   | 46   | 46   |
|           | 財産保全管理サービス件数   | 件  | 25     | 33   | 34   | 35   |
|           | 法律相談件数         | 件  | 16     | 16   | 16   | 16   |

### 3-3-2 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実

#### 事業概要

福祉サービスの利用にあたり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援を行う。

また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図る。

【社会福祉協議会実施事業】

### 3-3-3 福祉サービス第三者評価制度の利用促進

#### 事業概要

福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図る。

### 3-3-4 成年後見制度の利用促進

#### 事業概要

成年後見制度について、区民向けの学習会の開催やパンフレットの配布等を通じて、普及・啓発を進めるとともに、制度利用についての相談に対応する。また、弁護士等の専門家による個別相談会を開催する。  
【社会福祉協議会実施事業】

| 3年間の<br>計画事業量 | 項目名           | 単位 | 28年度<br>実績 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|---------------|---------------|----|------------|------|------|------|
|               | 成年後見学習会・講座開催数 | 回  | 8          | 10   | 10   | 10   |
| 専門相談件数        | 件             | 25 | 33         | 34   | 35   |      |

### 3-3-5 法人後見の受任

#### 事業概要

成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施する。  
【社会福祉協議会実施事業】

### 3-3-6 市民後見制度の推進

#### 事業概要

認知症の人や一人暮らし高齢者の増加に伴う成年後見制度の需要の増大に対応するため、弁護士などの専門職のみでなく、市民を含めた後見人(市民後見人)が地域での後見業務を担うことができるよう支援する。  
【社会福祉協議会実施事業】

### 3-3-7 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築

#### 事業概要

社会福祉協議会の権利擁護センターを、成年後見制度利用促進基本計画に示された地域連携ネットワークの中核機関と位置づけ、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する成年後見制度関係機関の連携体制の構築について検討する。

文京区地域福祉保健計画の実績報告(令和2年度実績) 一部抜粋

| 事業名                | 福祉サービス利用援助事業の促進   |            |      |    |      |       | 事業番号   | 3-3-1 |       |    |      |
|--------------------|---|------------|------|----|------|-------|--|-------|-------|----|------|
| 計画内容(P)            | 高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援が必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理、重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が続けられるよう支援する。【社会福祉協議会実施事業】 |            |      |    |      |       |  |       |       |    |      |
| 数値目標名<br>(P)(D)    | 単位  | 29年度<br>実績 | 30年度 |    |      | 令和元年度 |  |       | 令和2年度 |    |      |
|                    |   |            | 目標   | 実績 | 達成率  | 目標    | 実績   | 達成率   | 目標    | 実績 | 達成率  |
| 福祉サービス利用<br>援助事案件数 | 件   | 39         | 46   | 42 | 91%  | 46    | 51   | 111%  | 46    | 51 | 111% |
| 財産保全管理<br>サービス件数   | 件   | 16         | 33   | 13 | 39%  | 34    | 15   | 44%   | 35    | 14 | 40%  |
| 法律相談件数             | 件   | 14         | 16   | 23 | 144% | 16    | 16   | 100%  | 16    | 16 | 100% |
|                    | 成果・評価(D)(C)   |            |      |    |      |       | 次年度における取組等(A)  |       |       |    |      |
| 30年度               | 福祉サービス利用援助事業や財産保全管理サービスについては相談はあるものの、本人の状況により契約に結びつかないケースがみられ、減少となった。   |            |      |    |      |       | 周知啓発に努めるとともに、関係機関と連携し、サービスが必要な方が利用できるように丁寧な支援を引き続き行っていく。   |       |       |    |      |
| 令和元年度              | 福祉サービス利用援助事業や財産保全管理サービスについては、ニーズの高まりや相談を丁寧に利用につなげることにより、増となった。  |            |      |    |      |       | 引き続き、周知広報に努め、相談の中で必要な方々をサービス利用につなげていき、安心して在宅生活を送れるよう取り組んでいく。   |       |       |    |      |
| 令和2年度              | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況下においても、感染予防対策を行いながら、必要な利用者を適切なサービスにつなぎ、継続的な支援を行った。   |            |      |    |      |       | 3年度からの「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する取組において、成年後見制度とともに本事業においても、引き続き周知啓発に努め、サービスが必要とする方が安心して在宅生活を送れるように支援をしていく。 |       |       |    |      |

| 事業名             | 成年後見制度の利用促進   |            |      |    |      |       |   | 事業番号 | 3-3-4 |    |     |
|-----------------|---|------------|------|----|------|-------|---|------|-------|----|-----|
| 計画内容(P)         | 成年後見制度について、区民向けの学習会の開催やパンフレットの配布等を通じて、普及・啓発を進めるとともに、制度利用についての相談に対応する。また、弁護士等の専門家による個別相談会を開催する。【社会福祉協議会実施事業】   |            |      |    |      |       |   |      |       |    |     |
| 数値目標名<br>(P)(D) | 単位  | 29年度<br>実績 | 30年度 |    |      | 令和元年度 |   |      | 令和2年度 |    |     |
|                 |   |            | 目標   | 実績 | 達成率  | 目標    | 実績  | 達成率  | 目標    | 実績 | 達成率 |
| 成年後見学習会・講座開催数   | 回   | 10         | 10   | 7  | 70%  | 10    | 6   | 60%  | 10    | 2  | 20% |
| 専門相談件数          | 件   | 29         | 33   | 34 | 103% | 34    | 22  | 65%  | 35    | 21 | 60% |
|                 | 成果・評価(D)(C)   |            |      |    |      |       | 次年度における取組等(A)   |      |       |    |     |
| 30年度            | 専門相談については、周知を図り、また、関係機関や社協内部で対応が困難なケースについて相談につながるなどしたため、件数も増え、相談者の課題解決に効果をあげている。  |            |      |    |      |       | 成年後見制度学習会において、特に親族後見人向けの学習会については、対象者に情報が行き渡りにくく参加者が少ない傾向にある。今後はより多くの方へ情報が届くよう、ケアマネジャー等を通して周知を行う等の工夫を行っていく。              |      |       |    |     |
| 令和元年度           | 年度末の事業中止の影響もあり、前年度より実績が減少しているが、成年後見学習会の参加者数は昨年度の149人から203人に増加し、制度の普及に効果を上げている。  |            |      |    |      |       | 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関の、3年度からの設置に向けた検討において、必要な人が安心して成年後見制度を利用できるよう、成年後見制度の利用促進のあり方も検討していく。 |      |       |    |     |
| 令和2年度           | 成年後見制度学習会については、新型コロナウイルス感染症の影響により一部中止となり、2回のみで開催となった。これまでの学習会は、主として高齢者に係る内容であったが、今年度は「親あるうちにそなえて」という障害のある方向けの内容を実施したところ、参加者から「大変参考になった」等といった感想があった。 |            |      |    |      |       | 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、3年度より、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関を設置する。学習会の開催回数を増やすなど、支援を必要とする方への成年後見制度の広報・啓発活動を、一層、進めていく。      |      |       |    |     |

## 文京区社会福祉協議会権利擁護センター事業実績

## 2-2-1 福祉サービス利用援助事業契約件数

| 項目  | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|--------|--------|-------|-------|
| 高齢  | 24     | 23     | 31    | 33    |
| 知的  | 3      | 3      | 3     | 4     |
| 精神  | 12     | 15     | 15    | 12    |
| その他 | 0      | 1      | 2     | 2     |
| 合計  | 39     | 42     | 51    | 51    |

## 2-2-1 財産保全管理サービス契約件数

| 項目  | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|--------|--------|-------|-------|
| 高齢  | 12     | 9      | 9     | 9     |
| 知的  | 0      | 0      | 0     | 0     |
| 精神  | 0      | 0      | 0     | 0     |
| その他 | 4      | 4      | 6     | 5     |
| 合計  | 16     | 13     | 15    | 14    |

## 2-2-3 法人後見受任件数

| 項目  | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|--------|--------|-------|-------|
| 高齢  | 6      | 6      | 5     | 5     |
| 知的  | 1      | 1      | 1     | 1     |
| 精神  | 1      | 2 (1)  | 1 (1) | 1 (1) |
| その他 | 0      | 0      | 0     | 0     |
| 合計  | 8      | 9      | 7     | 7     |

## 令和2年度 城北ブロック権利擁護センター実績比較

## 2-2-1 福祉サービス利用援助事業契約件数

| 項目  | 文京区 |      | 荒川区 |      | 北区 |      | 台東区 |      |
|-----|-----|------|-----|------|----|------|-----|------|
|     | 件数  | 割合   | 件数  | 割合   | 件数 | 割合   | 件数  | 割合   |
| 高齢  | 33  | 65%  | 46  | 63%  | 26 | 57%  | 67  | 94%  |
| 知的  | 4   | 8%   | 9   | 12%  | 6  | 13%  | 3   | 4%   |
| 精神  | 12  | 24%  | 10  | 14%  | 7  | 15%  | 1   | 1%   |
| その他 | 2   | 4%   | 8   | 11%  | 7  | 15%  | 0   | 0%   |
| 合計  | 51  | 100% | 73  | 100% | 46 | 100% | 71  | 100% |

## 2-2-1 財産保全管理サービス契約件数

| 項目  | 文京区 |     | 荒川区 |    | 北区 |    | 台東区 |    |
|-----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|----|
|     | 件数  | 割合  | 件数  | 割合 | 件数 | 割合 | 件数  | 割合 |
| 高齢  | 9   | 18% | 0   | 0% | 0  | 0% | 0   | 0% |
| 知的  | 0   | 0%  | 0   | 0% | 0  | 0% | 0   | 0% |
| 精神  | 0   | 0%  | 0   | 0% | 0  | 0% | 0   | 0% |
| その他 | 5   | 10% | 0   | 0% | 0  | 0% | 2   | 3% |
| 合計  | 14  | 27% | 0   | 0% | 0  | 0% | 2   | 3% |

## 2-2-3 法人後見受任件数

| 項目  | 文京区 |      | 荒川区 |      | 北区 |    | 台東区 |      |
|-----|-----|------|-----|------|----|----|-----|------|
|     | 件数  | 割合   | 件数  | 割合   | 件数 | 割合 | 件数  | 割合   |
| 高齢  | 5   | 71%  | 0   | 0%   | —  | —  | 3   | 27%  |
| 知的  | 1   | 14%  | 1   | 100% | —  | —  | 7   | 64%  |
| 精神  | 1   | 14%  | 0   | 0%   | —  | —  | 1   | 9%   |
| その他 | 0   | 0%   | 0   | 0%   | —  | —  | 0   | 0%   |
| 合計  | 7   | 100% | 1   | 100% | —  | —  | 11  | 100% |

※法人後見監督のみ実施

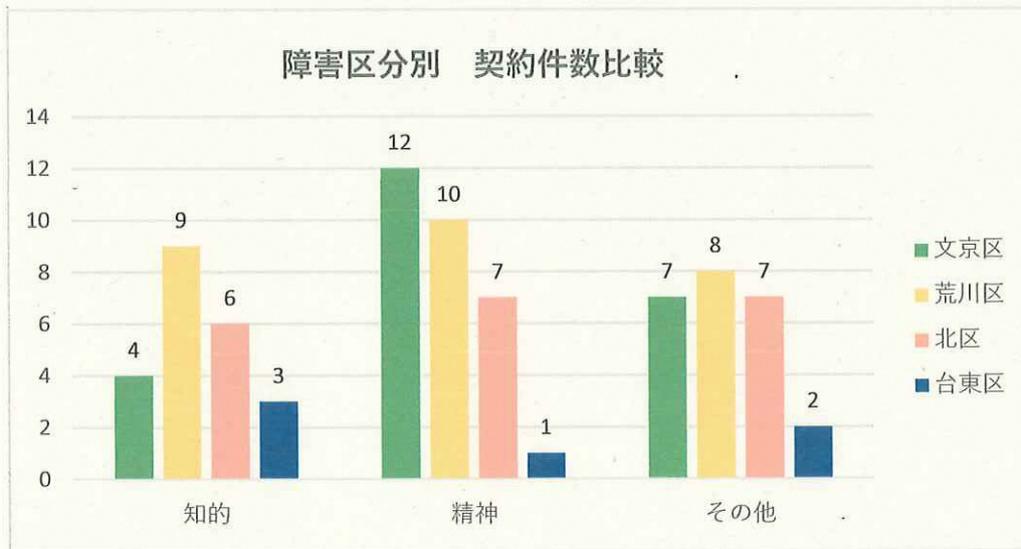
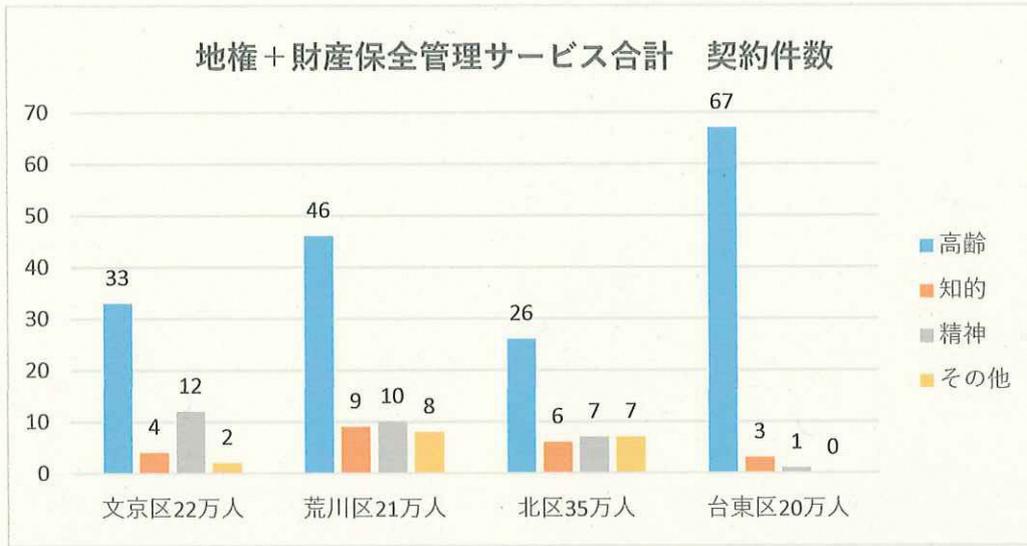
## 地域別指標[手帳交付数] 東京都福祉保健局福祉行政統計2021年5月データより

| 項目          | 文京区   |       | 荒川区    |       | 北区     |       | 台東区    |       |
|-------------|-------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
|             | 件数    | 割合    | 件数     | 割合    | 件数     | 割合    | 件数     | 割合    |
| 身体障害者手帳     | 6,355 | 2.8%  | 9,552  | 4.4%  | 17,371 | 4.9%  | 9,820  | 4.8%  |
| 愛の手帳        | 873   | 0.4%  | 1,193  | 0.6%  | 2,188  | 0.6%  | 915    | 0.4%  |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 64    | 0.03% | 89     | 0.04% | 95     | 0.03% | 70     | 0.03% |
| 合計          | 7,292 | 3.2%  | 10,834 | 5.0%  | 19,654 | 5.6%  | 10,805 | 5.3%  |

## 地区別人口

| 地区         | 文京区     | 荒川区     | 北区      | 台東区     |
|------------|---------|---------|---------|---------|
| 人口（住民基本台帳） | 226,700 | 216,411 | 352,090 | 203,827 |

令和2年度 城北ブロック権利擁護センター実績比較



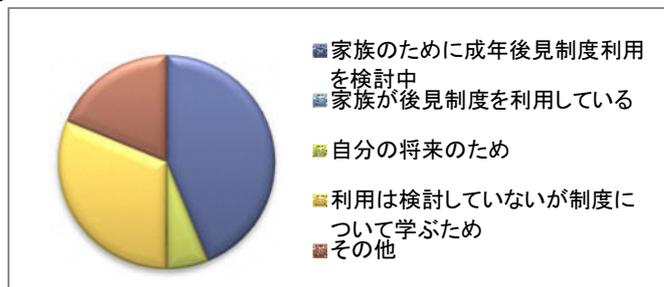
令和2年度 あんしんサポート学習会  
「親あるうちにそなえて～障害者のための成年後見制度～」

アンケート集計結果 (回答者  
14名)

令和3年2月25日

Q1 今回の学習会に参加されたきっかけを教えてください。

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 家族のために成年後見制度利用を検討     | 7 |
| 家族が後見制度を利用している        | 0 |
| 自分の将来のため              | 1 |
| 利用は検討していないが制度について学ぶため | 5 |
| その他                   | 3 |



【その他】

- ・現在支援している人が、成年後見制度を利用するべきか、それとも他の選択肢があるのかを考えるため。
- ・文京区内において障がい者の移動支援を行っており本日の事例に近い方がいい。
- ・成年後見制度普及活動の情報収集とその参考とするため

Q2 今回の学習会参加前、成年後見制度については、どの程度ご存知でしたか

|          |   |
|----------|---|
| よく知っている  | 2 |
| 基本は知っている | 9 |
| まったく初めて  | 3 |



Q3 今回の学習会参加前、地域福祉権利擁護事業については、どの程度ご存知でしたか

|          |   |
|----------|---|
| よく知っている  | 0 |
| 基本は知っている | 2 |
| 聞いたことはある | 5 |
| 初めて聞いた   | 7 |



Q4 今回の学習会は期待されていた内容でしたか？

|           |    |
|-----------|----|
| 満足        | 3  |
| やや満足      | 10 |
| どちらとも言えない | 1  |
| やや不満      | 0  |
| 不満        | 0  |



Q4で回答した理由とさらによい学習会にするために何が必要ですか？

【別紙参照】

**Q5 本日の講師の講演は、分かりやすいものでしたか？**

|           |   |
|-----------|---|
| はい        | 9 |
| まあまあ      | 4 |
| どちらともいえない | 0 |
| やや難解      | 1 |
| 難解        | 0 |



Q5で回答した理由とさらにわかりやすくするためにどんな工夫が必要ですか？

【別紙参照】

**Q6 これまでZoomを利用したことはありますか？**

|             |    |
|-------------|----|
| ある          | 10 |
| 初めて         | 3  |
| 他の配信ツールならある | 1  |



**Q7 今後の学習会の形式について希望をお聞かせください**

|               |   |
|---------------|---|
| オンライン配信を希望    | 5 |
| 会場に集まっての開催を希望 | 1 |
| どちらでもかまわない    | 6 |
| その他           | 2 |



【その他】

- ・まだまだ感染症への不安があるので、できるだけオンライン、落ち着いてきたら併用からが望ましい。
- ・オンライン配信を希望します。対面と違い、個人情報も守られますし、家に障害者がいる場合、出かけていくのも困難である場合が多いからですさらには、個別相談などもオンラインでしていただけますと大変助かります。ご検討の程よろしくお願いたします。

## Q4で回答した理由とさらによい学習会にするためには何が必要ですか？

### 【満足】 3人

- ・知識がなかった自分には入門として十分わかりやすかった。
- ・事例を挙げていただいたので、理解が進んだ。「我が家の場合は」と考えやすくなった。福祉事業所系の方からのお話は聞く機会が少なかった(弁護士や司法書士の方が多かった)ため、より本人に寄り添った視点からのお話を聞くことができた。繰り返し学習会が設定されることが望ましい。

### 【やや満足】 10人

- ・地域福祉権利擁護事業の実態とこの制度を推す理由が分かりにくかった。今回を初回として、次回はぜひ障害者と地域福祉権利擁護事業について学習会を開催してほしい。
- ・家族で事前に準備することをまとめることが必要。
- ・高齢者のための成年後見の講習会は割と頻繁に目にしますが、子供が知的障害者の成年後見の講習会は少ないので企画ありがとうございます。地域福祉権利擁護事業については知らなかったので大変参考になりました。もう少し時間がとれると良かったと思います。成年後見についてはある程度は知っていたので知的障害者ならではの具体例や問題点について詳しく聴きたかったです。
- ・地域福祉権利擁護事業についてもっと知る機会があったらよかった。
- ・来年民法改正になり親族の後見人をつけることが出来なくなると聞いた。そのあたりの話を聞きたかった。

### 【どちらともいえない】 1人

## Q5で回答した理由とさらにわかりやすくするためにはどんな工夫が必要ですか？

### 【はい】 9人

- ・時間配分
- ・お話がわかりやすく、また、明るく説明して下さったのが大変良かった。
- ・それぞれのことをわかりやすく比較して提示してくれたこと。メリットとデメリットがわかりやすかったこと。など勉強になりました。

### 【まあまあ】 4人

- ・もう少しゆっくり話して欲しかった。休憩は一時間くらいしてほしい。地域福祉権利擁護事業についてもっと知る機会があったらよかった。
- ・分かりやすい講演でしたが、もう少し詳しい説明がほしい箇所もありました。

### 【やや難解】 1人

- ・今後の工夫としては、下記を考えました。講師の方もおっしゃっていましたが、「地域福祉権利擁護事業」について説明が足りず、時間配分が適当ではなかったと思います。
- ・講師の方が、「地域福祉権利擁護事業」を「地権」と略語でおっしゃることも多く、それが聴講者の方にどれだけ理解可能だったかも気になりました。
- ・特にこのようなテーマであれば、聴講者が高齢であること、聴講者が内容の理解が難しいこと、なども考えられるので、丁寧な説明が必要かと思います。

～親あるうちにそなえて～

# 障害のある方の ための成年後見制度

参加費  
無料

(先着25名様)

## 制度の説明と活用事例 Zoomを使ってやさしく解説！

地域福祉権利擁護  
事業とは？

制度のメリット・  
デメリットは？

利用するタイミング  
はいつ？

講師

東京都手をつなぐ育成会  
田邊 裕子氏 (主任支援員)

日程

令和3年9月14日 (火)

時間

11時～13時

開催方法

ZOOMによるオンライン開催  
配信URLは事前にメールにてお知らせします。

お申込み

お電話又はメールにて  
お申し込みください。  
8月5日 (木) 9時～受付開始



お申込み・お問い合わせ

社会福祉法人文京区社会福祉協議会  
あんしんサポート文京

TEL

03-3812-3156

E-mail

ansins@bunsyakyo.or.jp

# 報 告 書

## 「成年後見制度に関するアンケート調査」

### も く じ

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 《1. 調査の趣旨》                          | 2  |
| 《2. 調査人数及び対象者》                      | 2  |
| 《3. 回答期間、回答方法》                      | 2  |
| 《4. アンケート回答の集計・分析》                  | 3  |
| Q1 基本情報                             | 3  |
| Q2 「成年後見制度」を知っていますか？                | 4  |
| Q3 現在、障害のあるご本人は成年後見制度を利用していますか？     | 5  |
| Q4 障害のあるご本人が成年後見制度を利用している方のみお答えください | 5  |
| Q5 成年後見制度を利用していない方のみ、お答えください        | 12 |
| Q6～Q10 全員にお聞きします                    |    |
| Q6 「成年後見制度」以外の支援や仕組み・システムについて       | 19 |
| Q7 後見報酬について伺います                     | 20 |
| Q8 後見人等の役割のひとつ「身上保護」に何をしたいですか       | 22 |
| Q9 本人のサポートファイル（生育の記録等）を作成していますか     | 24 |
| Q10 「成年後見制度」に関して地域育成会・全育連にしてほしいこと   | 25 |
| 《5. 考察》                             | 26 |
| 《おわりに》                              | 28 |



(一社) 全国手をつなぐ育成会連合会 権利擁護センター

2021年8月

# 「成年後見制度に関するアンケート調査報告」

## 《 1. 調査の趣旨 》

平素より権利擁護センターへのご理解ご協力を心より御礼申し上げます。

さて、当センターでは、本年2月26日の鳥取県でのセミナーで、テーマを「みんなで考えよう成年後見制度～あなたらしい幸せを願って～」として開催しました。障害があっても皆がそれぞれ自分らしく生き、幸せな人生を全うしてほしい！それが私たち親の願いです。「成年後見制度」はそのための選択肢のひとつですが、課題や問題点が多く、特に国連の障害者権利条約との関係では、むしろ成年後見制度こそが権利侵害なのではないかといった厳しい意見も寄せられています。しかし、現時点で障害のあるご本人の財産管理や契約行為などは、成年後見制度を利用しなければ法的有効性を担保できません。では、どうしたらこの制度をもっと使いやすくなるのか、どの課題をどう解決したら安心して使えるようになるのか、当センターでも論議を重ねておりますが、この制度を利用している方はもとより、利用されていない方からも、現時点で忌憚のないご意見をいただくことで、改善への取り組みの一助にしていきたいと考え、アンケートを実施することになりました。アンケートの結果は、当事者の意見や思いとして、国への要望に載せてまいります。ご協力、よろしくお願いいたします。

## — 記 —

## 《 2. 調査人数及び対象者 》

- ・ 55正会員育成会に、30人分を郵送し、協力依頼した。(計1650人分)  
成年後見を利用されている方の回答も頂けるよう、無理ない範囲でお願いした。  
Googleフォームによる回答も可能にしたため、1正会員で30件以上の回答もいただけた。

## 《 3. 回答期間、回答方法 》

- ・ 2021年 2月26日(金)～4月24日(土)

- ・ 以下のいずれかでお願ひした。

- ① グーグルフォームに直接入力する
- ② 回答用紙を返信用封筒で郵送していただく(切手付きとした)
- ③ 回答用紙をFAXにて送る
- ④ 回答用紙を、データとして、メールに添付し送信する

- ★アンケート郵送と、回答受付先として、埼玉県手をつなぐ育成会事務局の皆様にご大変お世話になりました。心よりお礼申し上げます。

### 【個人情報と回答データの取り扱いについて】

個人情報と回答データの取り扱いと集計報告につきましては、細心の注意を払いますことをお約束いたします。

### 【報告方法について】

各正会員育成会さまには、報告書データをお送りいたします。

### 【回答数等】

- ★1650人配布。回答は1386人分。
- ★すべての都道府県から回答をいただいた。

## 《4. アンケート回答の集計・分析》 1386人の回答

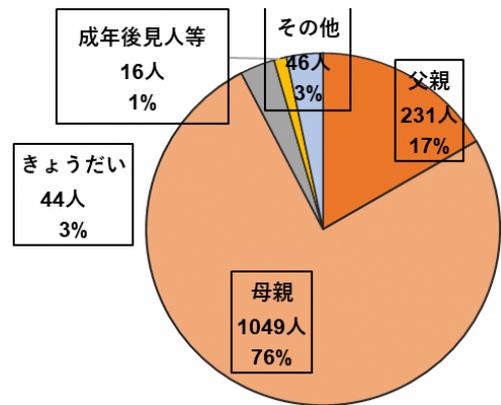
アンケート実施 2月26日～4月24日 全国からの回答

【 集計は黒字、分析コメントは ★に緑字で 記載 】

### Q1 基本情報

Q1 (1) ②記入者あなたは、障害のある方にとって  
 どういう方(関係性)ですか？

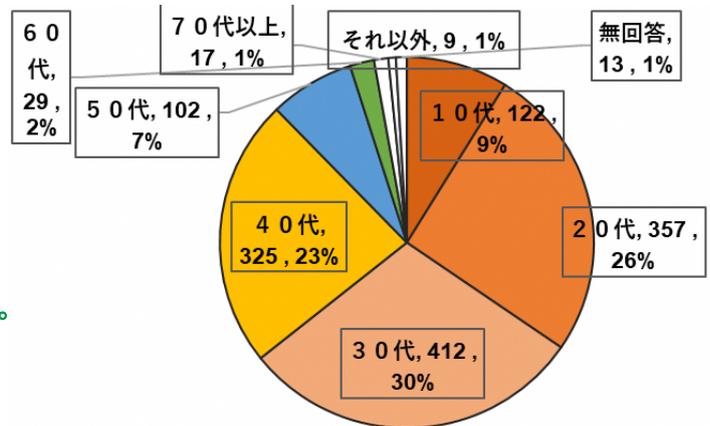
その他：施設職員・支援者、きょうだい、  
 本人、おじ・おい・めい、親戚  
 第三者後見人、相談員、母親の任意後見人  
 きょうだいであり後見人、親であり後見人



★回答者の、97%が親ときょうだい、第三者後見人等はわずか1%だった。  
 全育連でのアンケートという特徴が出た。

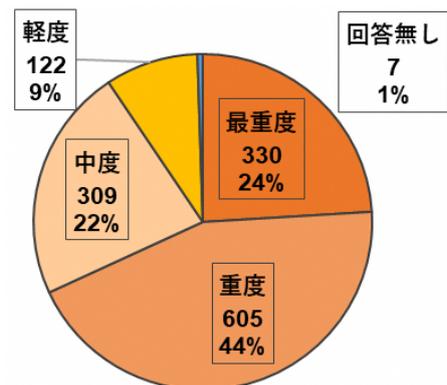
Q1 (2) ①障害のあるご本人の年代を  
 教えてください。  
 1386人の回答

★10代・20代・30代が65%と、  
 予想より若い世代の親御さんからの回答  
 をいただいた。関心の高さがうかがえる。  
 ★グーグルフォームの利用の成果もある



Q1 (2) ②障害のあるご本人の障害の程度を  
 教えてください。(記入者の判断で)  
 1373人の回答

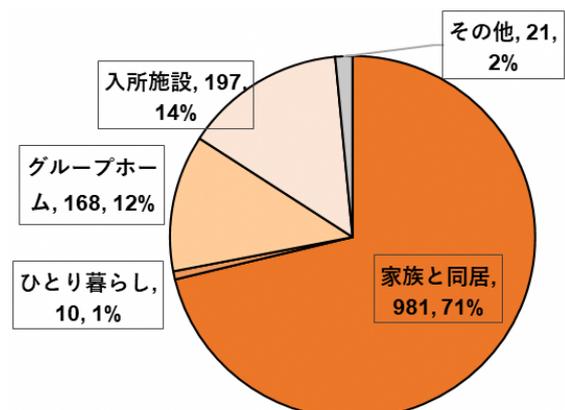
★7割近い方が、最重度、重度であった。  
 ★軽度の方 122人のうち、後見利用は4人。  
 保佐2、補助2。第三者後見人は2人だった。  
 ★中度の方 309人のうち、後見利用は28人。  
 後見17、保佐10。第三者後見は10人だった。



Q1 (2) ③障害のあるご本人の住まいのことを  
 教えてください。1377人の回答

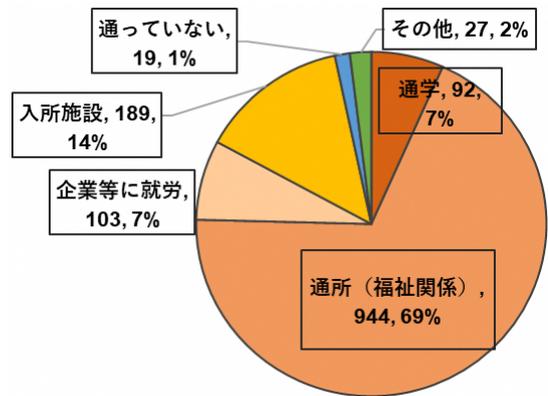
その他：  
 グループホームと家族同居が半々  
 週末家族と同居、平日グループホーム  
 結婚し夫の実家の隣で生活  
 入院

★家族同居7割、ひとり暮らしはわずか10人。  
 入所・GHも26%いらした。

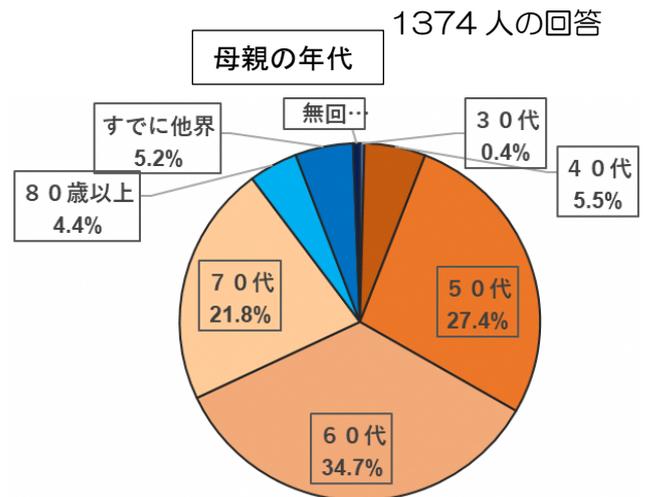
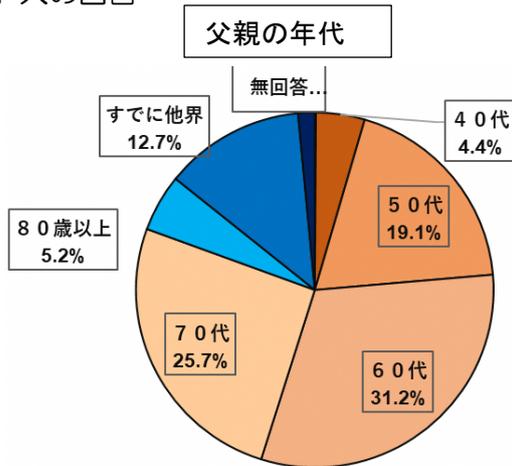


Q1 (2) ④障害のあるご本人の日中のことを教えてください。1374人の回答

★7割が福祉系に通所、企業就労が7%、学齢が7%いらした。



Q1 (3) ①障害のあるご本人の父親の年代 と Q1 (3) ②障害のあるご本人の母親の年代  
1367人の回答



★母親の方が父親より多少若い、すでに他界されている率も父親の方が2倍であった。

Q1 (3) ③障害のあるご本人に兄弟姉妹がいらっしゃるか、教えてください。

きょうだいがいる方は、 84, 7% (1157人)

いない方は 15, 3% (209人)

Q1 (3) ④障害のあるご本人に親・きょうだい以外に、頼れる家族親族などがいらしたら、どうい  
う方かお書きください。348人の回答

おじ・おば 約140人 祖父母約60人 いとこ約20人 おい・めい約16人  
義理のきょうだい・相談員・支援員・母親の友人・後見人 各数人づつ

★きょうだい以外にも頼れる親族がいると回答された方が、25%もいらした。

## Q2「成年後見制度」を知っていますか？

良く知っている 20%  
ある程度知っている 63%  
あまりよく分からない 15%  
知らない・無回答 2%

★成年後見制度の認知度は8割以上と高いことが分かった。

**Q3 現在、障害のあるご本人は成年後見制度を利用していますか？**

1386人の回答

|         |       |       |        |
|---------|-------|-------|--------|
| 利用している  | 10.9% | 151人  | → Q4 へ |
| 利用していない | 87.8% | 1217人 | → Q5 へ |
| 回答無し    | 1.3%  | 18人   | → Q5 へ |

★成年後見制度の利用は、1割強にとどまっているが、最高裁報告では、知的障害者の後見利用率は3%程度とみられる。このアンケートが「制度利用者」に届き、声を聞けたことは良かった。

**Q4 障害のあるご本人が成年後見制度を利用している方のみお答えください**

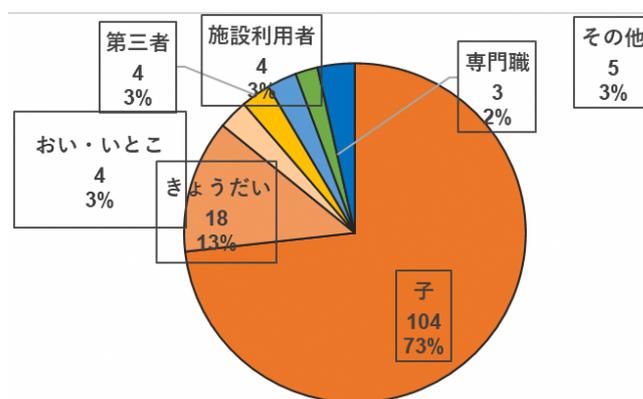
151人の回答

★151人のうち、最重度の方58人、重度の方56人、中度の方28人、軽度の方4人です。やはり、最重度・重度の方が7割以上だった。

Q4 (1) 成年後見制度利用の方（被後見人）は、あなたにとって、どういう方になりますか？

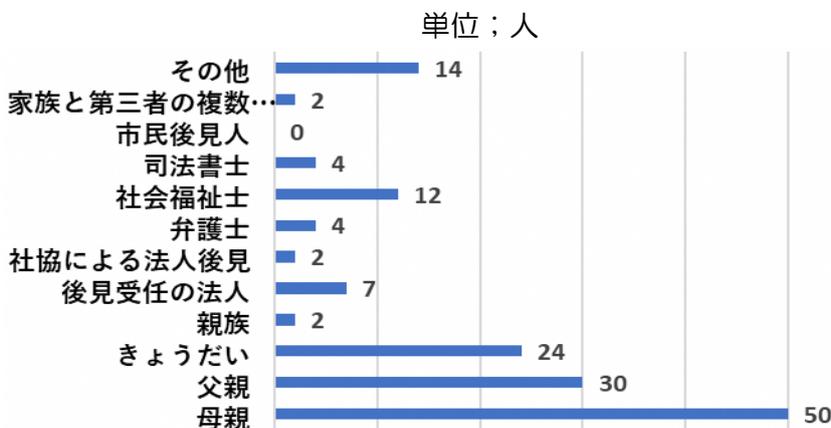
142人の回答

★成年後見を利用している方の回答者は9割近くが、親・きょうだい



Q4 (2) その方の後見人等はどういう方になっていますか？(必須)

151人の回答



その他の回答

- ・本人の父と妹の2人で複数後見人、弁護士が後見監督人。
- ・父・母の複数後見 3人
- ・父親と弁護士の複数
- ・母親と親族の複数後見人
- ・母親ときょうだいの複数後見
- ・育成会による法人後見
- ・地域成年後見センター
- ・育成会役員

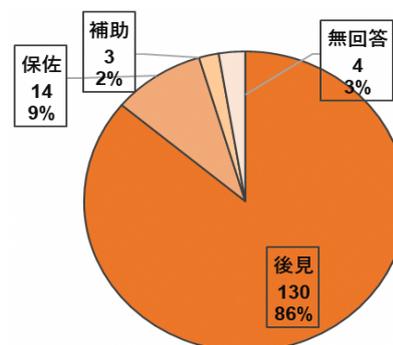
★親族後見が70%を占め、複数後見は9件で6%。専門職後見は14%。法人後見は7%。育成会アンケートならではの特徴と思える。

★中軽度の方の利用32人のうち第三者後見人がついている方は12人と4割近く、高い率といえる。

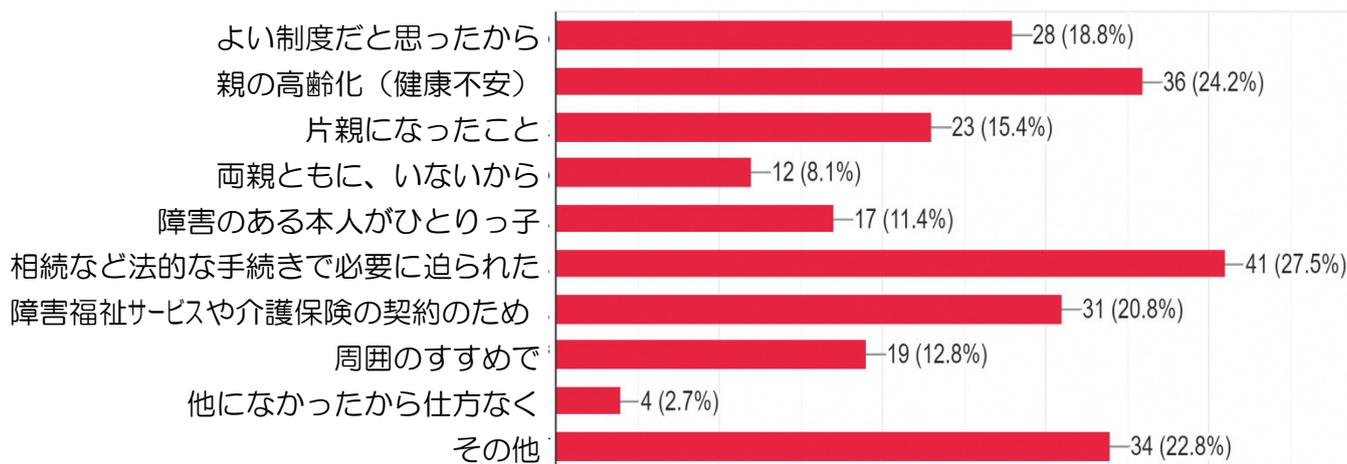
Q4 (3) 後見の類型を教えてください。

151人の回答

★保佐・補助の17人は、1人が重度で、14人は中軽度の方である。



Q4（4）成年後見を利用すると決めた理由を教えてください（複数回答可） 149人の回答



★良い制度だと思った方が2割という数字は、やはり少ない。

親の高齢化や親なきあととなって、相続・契約のために利用した方が2割、3割いらした。

★以下のその他の理由では、「親が元気なうちに」「権利擁護」が挙げられた。

Q4（4）で利用する理由を「その他」とした方は、よろしければご記入ください

【相続、売買、金融機関】

- ・預金を整理する際に解約しようとしたら後見人がついていないと解約できないと言われた。
- ・金融機関の要請

【病院、施設入所の際、勧められた】

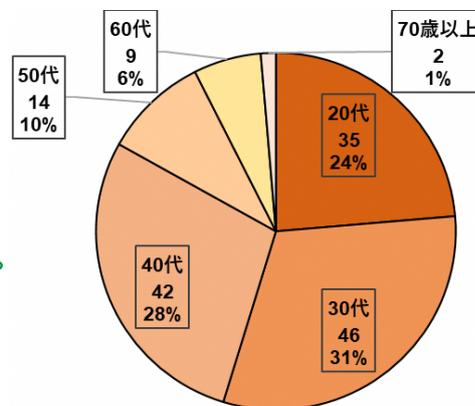
【いずれ必要・親が元気なうち・きょうだいの負担軽減など】

- ・今後必要になるだろうから、親ができるうちに申請し利用してみようと思った
- ・きょうだいの負担を少しでもなくしたいと思ったから

【権利擁護】

- ・本人の財産の確定と保護／・消費者被害の防止／・障害基礎年金の適正利用／・子どもの権利を守るため／・社協の日常自立を使っていたが、契約等などが多く発生したため移行。

Q4（5）利用をはじめたのは、  
そのご本人が何才ぐらいの時ですか？  
148人の回答



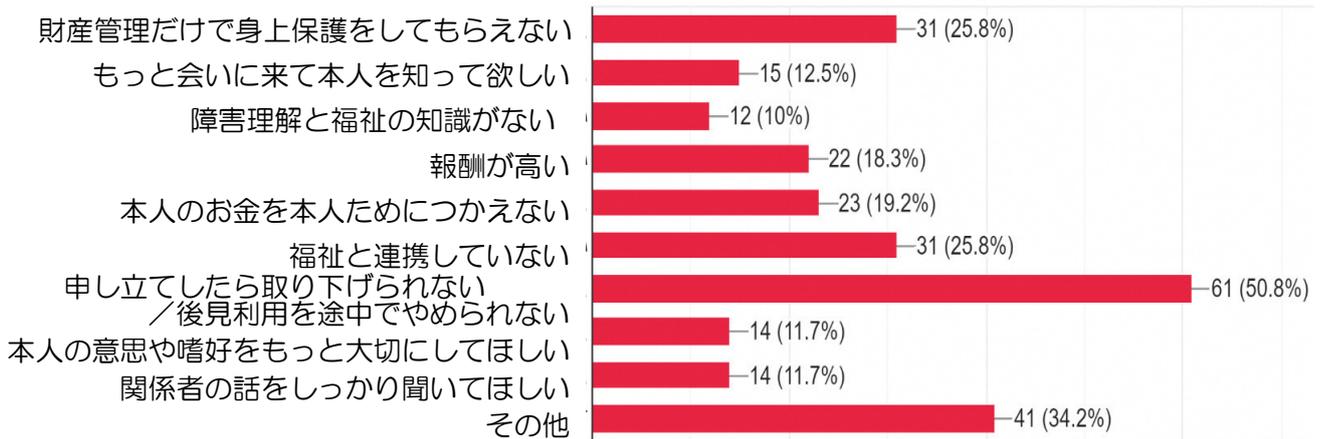
★半数強の81人が、20代・30代から利用した方だった。

早めの利用の理由として考えられることは、

- ① その方々の住まいの内訳は、家族同居30人、入所28人、グループホーム21人だったことから、家族と別の暮らしがきっかけになったのではないかと？
- ② ひとり親、あるいは両親とも他界したら、という理由の方が12人いらした。  
（参考：回答の時点で、どちらかあるいは両親ともに他界されている方は27人。率は高い）

Q4 (6) ①利用されてみて、問題だと思う点があれば、チェックしてください（複数回答可）

120 人の回答



★「申し立てしたら取り下げられない／後見利用を途中でやめられない」を理由に挙げる方が半数に及んだ。次に多いのは、「財産管理だけで身上保護をしてもらえない」「福祉と連携していない」で、それぞれ 25% だった。

報酬が高いという方も、2 割弱いらっしゃることも見逃せない。

★以下のその他意見では、家裁への疑問・不信感、第三者後見人への不信感があった。

その他意見は以下に記載

【裁判所に対する疑問・不信感など】

- ・生活費の収支の報告をきちんとしないと、家庭裁判所からきつく言われた。
- ・家裁事務官や裁判官は万事財産管理のみ。障害福祉のことを理解していないため議論にならず。
- ・本人の預貯金が一定額を超えると、後見支援信託か後見監督人を付けるかの、選択をせまられる。

【手続き等の煩雑さ】

- ・報告書が大変／・手続きが大変／・手続きの大変さと、細かい指示に疲弊した。

【親が後見人の場合は問題を感じない】

- ・親きょうだいの方が良い / ・問題があると思うので母親の私が後見人になった

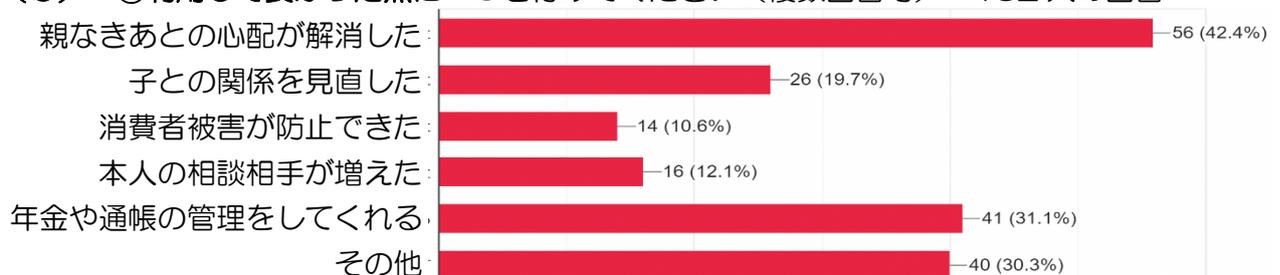
【その他、権利侵害など】

- ・後見支援信託制度利用の際、弁護士がつき、かなり多額な報酬を要求された。

【希望すること】

- ・引継ぎでは、個人ではなく法人後見をやってもらいたい。

Q4 (6) ②利用して良かった点に ○を付けてください（複数回答可） 132 人の回答



★親なきあとの心配が解消したという回答が多いが、4 割程度にとどまり、年金・通帳管理も 3 割程度。前問の、問題と思われる点で「申し立てしたら取り下げられない／後見利用を途中でやめられない」と答えた方が半数だったのに比べると、低い。

★親なきあとの心配が解消したことの具体的な回答は「本人年金だけでどの程度の暮らしができるのか具体的にイメージができた。相続がきちんとできた。きょうだいにとっても第三者後見人がついたことで母の死後も関係性が続く安心感がある」などがあつた。

★以下のその他意見では、福祉との関係や第三者後見人とのいい関係が、利用のメリットになることもうかがえる。

その他の意見（44人）

【家裁の対応が良かった】

【金銭管理で安心できた】

- ・生活に必要な出費をきちんと把握するようになった
- ・本人年金だけでどの程度の暮らしができるのか具体的にイメージができた
- ・公的に財産管理のチェックがして貰えて、将来への不安やわからないことにも報告書を出す時に相談したら話をしていただいて、安心出来た。

【相続や契約関係】

- ・契約ができた / ・銀行での手続きがスムーズにできる / ・相続がきちんとできたのはメリット

【福祉との関係】

- ・通所先や福祉サービスの面談等にも必ず後見人の都合に合わせて事業所が取りまとめてくれるので後見人も出席ができて関係者とも顔を合わせて話ができる。本人支援も円滑になりやすい。
- ・福祉関係者にとっても緊張感がありよいと思う。

【親やきょうだいがまず後見人になってよかった・親子の関係が良くなる】

- ・月に1度グループホームに様子をみに、月に1度法人スタッフと話し合いの場を設けてくれる
- ・世帯や家計が別になり経済的自立が図れる
- ・後見人の引き継ぎ。本人のことをより伝えられるから。

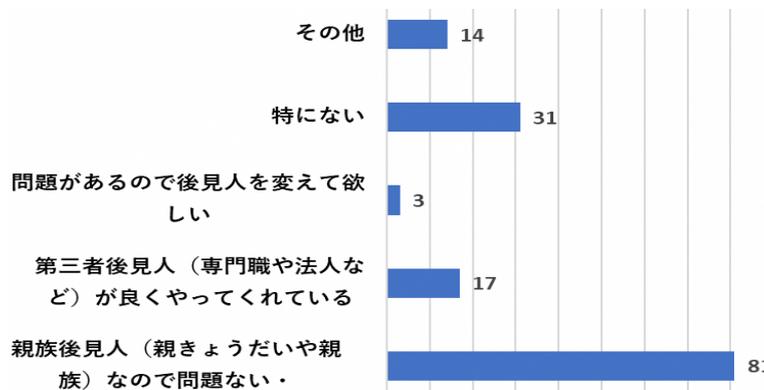
【第三者後見人で良かったこと】

- ・本人がグループホームで暮らしている為、小遣いなどを補充する為定期的に接見してくれる。
- ・兄、姉にとっても後見人がついたことで母の死後も関係性が続くことは多少の安心感。

Q4 (6) ③ 現在の後見人について思うことありますか？

146人の回答

★第三者後見人がついている方は、複数後見も含めて36人、そのうち17人は、よくやってくれていると答えている。不満・不安については、以下のその他意見をお読みください。



その他の意見

【不満・不安に思う点】

- ・役割を理解していない、代弁していない / ・親のあと第三者後見人が心配
- ・父である自分が高齢になったので、急死した際に備えて本人の妹を後任にと考え、複数後見としたが、後見制度が硬直状態であることがわかって、とんだ重荷を負わせてしまったと後悔してる
- ・現在の後見人には問題はないが成年後見制度に問題があると思う

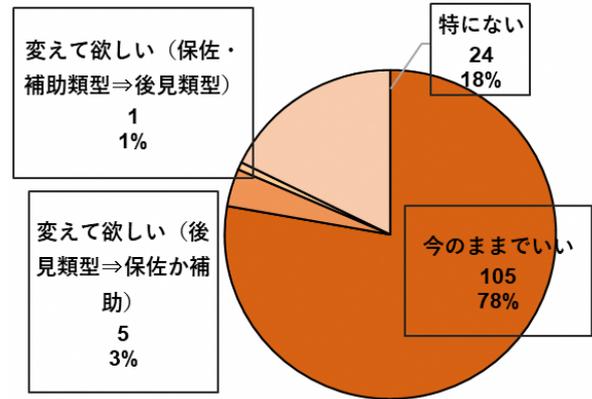
【親からの引継ぎ】

- ・後見人である母親の私が高齢であるため、きょうだいに近いうちに引き継ぎたい。
- ・親族後見から第三者後見にお願いするタイミングを考えています
- ・信頼できる、法人後見が近くに欲しい

Q4 (6) ④ 今の類型について 135人回答

- ア 今のままでいい
- イ 変えて欲しい(後見→保佐または補助へ)
- エ 変えて欲しい(補助または保佐→後見へ)
- ウ 特にない

★96%の方が、今のままでいい・特にないと回答だった中、少数だが、後見から保佐・補助に変えて欲しいという意見もあった。



Q4 (6) ⑤ その他、成年後見制度について思うことがあればお書きください 52人回答

★利用している方からなので、具体的で貴重なご意見を多くいただきました。  
今後の学習会の参考にしたい。

以下が主な回答

【良いと思う、他にないからと思う点】

- ・ 父親死亡後の財産贈与に関して、事務的なことがスムーズにでき、良かったと感じた。
- ・ 判断能力に応じた類型にわかれており、適正な類型を選択すれば、人権侵害などの問題はない。
- ・ 制度そのものは原則良いが、もう少し柔軟性が欲しい

【制度への不満】

- ・ 戻れない／一度始めたらやめられない、取り消せない
- ・ 申請書類や手続きが複雑で時間や日数がかかる為、手続きなど簡素化してほしい。
- ・ 費用がかかること。いずれは本人の年金、遺産では不足することになることが心配
- ・ 被後見人(本人)の財産が多い場合、後見監督人がつき、報酬も高い
- ・ 後見報酬は公的に負担して欲しい。

【家裁への不満・不安】

- ・ 裁判所の係員の一存だけで決められているようにしか思えない。完全に形骸化している。
- ・ 障害者が置かれている環境を理解していない。単なる資産管理屋に過ぎない。
- ・ 家裁で信託制度の説明があり、利用したら私に第三者後見人がついた。信託銀行に預金するお金を引き出し、その後は第三者後見人が行った。後日、多額の費用請求あり、悔やまれ後悔ばかり。

【本人のためにお金を使ってほしい】

- ・ 本人が意思をうまく表出できない場合、財産を使うことを制限するだけにならないか不安。余暇の費用を制限するなら本末転倒だ。
- ・ 親が子のために残した財産なのに、使い道に制約をかけることに疑問あり。権利侵害の面がある。
- ・ 本人と私(母親で後見人)ときょうだい夫婦とでハワイに行った時に費用を請求した。その翌年から監督人をつけられた。(※事前に、家裁に上申して許可をもらっておけば、監督人が付くことはなかったと推測される)

【第三者後見人に対する不満・不安】

- ・ 後見人が、精神、知的障害者については、本当の大変さ・困難さを余り分かっていない。
- ・ 障害特性を理解し対等な立場にある後見人が望ましい
- ・ 第三者後見人の力量にかなりの差があると思う / ・スキルアップが必要
- ・ 父親のあと、誰に保佐人を頼むか、悩む

【その他】

- ・ 促進法ができその成果を期待する。各地域で中核機関が有効に機能すべく努力をしてほしい。
- ・ もっと本人が喜ぶ後見を…意思決定支援とはどうすべきなのかの議論の高まりを期待する

- ・成年後見制度について良く理解せずに証券会社の勧めで利用。勧める側の理解も必要である
- ・知的障害専用の信頼できる法人後見が近くに欲しい。
- ・無条件に専門職を後見人にすることは良くない
- ・現行の成年後見制度は根本的に早晚改めるべきと考える。①後見監督人を必要とする被後見人流動資産の全国各地の限度額 ②欧米先進国の成年後見制度

Q4.(7) 申立てをしようとした際に、困ったことはありましたか？ (複数回答可)

115人の回答

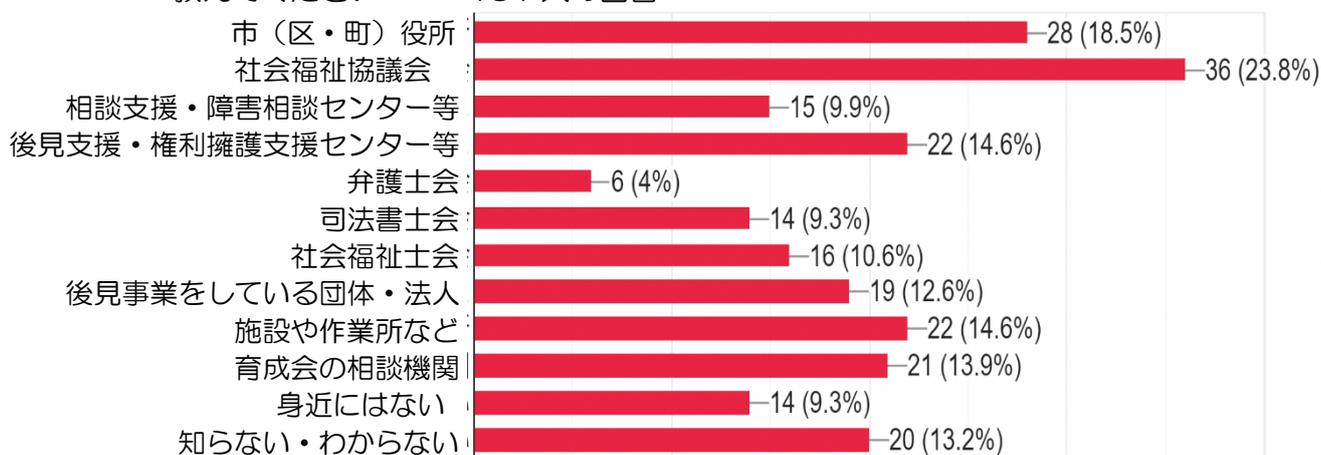


その他意見：

- ・障害程度で年金の診断書と同じものを提出。年金は2級なのに後見類型になった
- ・本人の住所変更に伴い、新旧市役所間の関連業務に時間がかかった、一年かかった
- ・知的検査を診断書に記入した医師ができなかったため発達相談所に問い合わせが必要だった。
- ・親が高齢だと後見人になれないことを周知して欲しい
- ・きょうだい遠隔に住み、そのきょうだいには後見人の知識がなかった
- ・最終的には司法書士にお願いした / ・司法書士に相談して、費用もかかった
- ・地域の社協の方が親切に指導してくれた / ・行政書士のアドバイスを受けていた

Q4 (8) ① 「成年後見制度」や後見人等の仕事などについて、相談するところが身近にあったら

教えてください 151人の回答



その他：家庭裁判所、成年後見監督人の弁護士、後見人、  
本人の立場より後見人の立場を優先する内容があって相談しづらい。

★市区町村役所や社会福祉協議会でも2割前後の認知度。身近にない・知らないという方が1割以上いらっしゃる。相談窓口の拡充・広報も課題の一つである。

Q4 (8) ② そこに、実際に相談したことがあったら、その内容を教えてください 37人の回答

【手続き、申立て関係】

- ・申立てについて(3人) / ・提出書類の作成方法、家裁に出向く作業
- ・市町村に市長申立てを相談したら、担当の方に「入院の必要性から、管理などはそちら(当方)がやっているのだから必要ない、市長申し立ては問題に巻き込まれている方が使うと言われた。

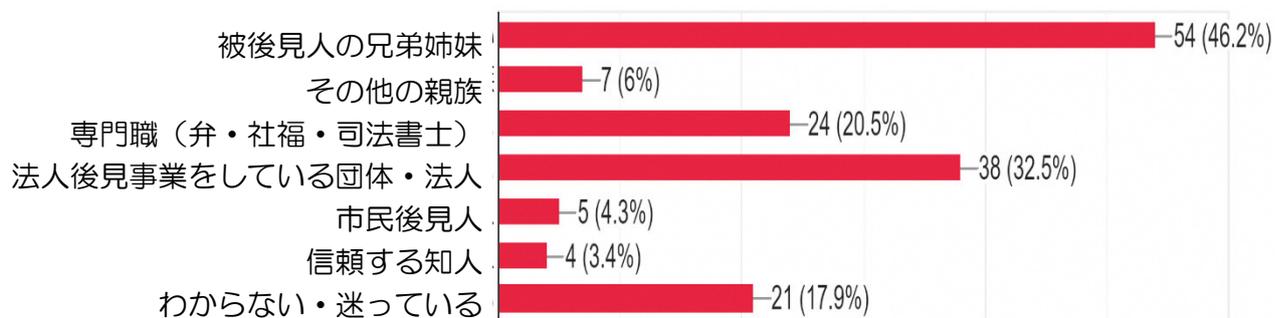
#### 【後見制度関係、後見人、報酬】

- ・成年被後見人に対する責務について / ・この制度への疑問点などを相談
- ・親族後見をしている社会福祉士さんと親族後見の内容について話した
- ・母親が後見人になっていますが、相続に利害関係がある場合の代理後見人の決め方等について。
- ・お金の管理で、施設に預けてあるお金の使途の確認のための報告があるので相談した。
- ・親の私のあと、誰に引き継ぐか迷う。専門職はお金がかかりすぎ、福祉のことがわからないと思うので、一任したくない。
- ・一人親なので親亡き後の事を心配して育成会の関係者に相談したら今の後見人を紹介してくれた。
- ・複数後見（夫婦、親子等）について→ 今まで関わったことがないし、認められないのではとの回答（申し立てして、夫婦、親子が認可されたケースがあった）
- ・友人から後見報酬（相続等の）の相談を受け社協やNPOに相談した。1年ごとの基本報酬はある程度広報されてるが、臨時的なものは知らされていない。ある程度の基準を知らせてほしい。
- ・同一法人内のため、情報の共有として
- ・後見をしている法人の理事をしていたので、そこで勉強できた。これからも頼りにするつもり。

#### 【財産関係】

- ・生活のすべて / ・相続のこと（2人） / ・遺産相続について /
- ・本人名義の自動車の購入手続きについて
- ・被後見人の財産について 第三者から買い取り要望があり、相談した

Q4. (9) 親（家族等）が後見人をしている方にお聞きします。高齢化や健康不安などで後見ができなくなった場合、次の後見人を誰に引き継ぎたいとお考えですか？（複数回答可）117人の回答

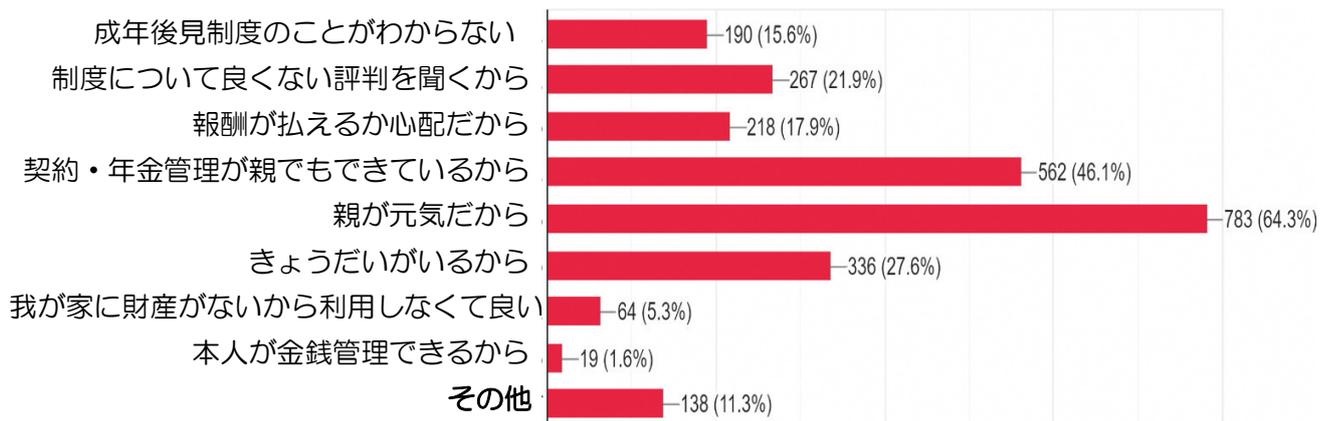


その他意見：

- ・兄弟姉妹との複数後見 / ・きょうだいは嫌がっている、
- ・今は被後見人の姉に引き継ぎたいと思うが、姉も多忙のため専門職の方がよいのか迷っている。
- ・自分が後見人として出来なくなったら、きょうだいではなく、専門職の方をお願いするだろう。
- ・施設の職員／育成会／施設 / グループホーム
- ・個人では、その人がどんなに信頼できる人でも病気や事故等、続けられない事態が起きうるので、安定性、継続性を考えると法人が望ましいと考えています。

★きょうだいに託したいとお考えの親が半数近くいるが、わからない・迷っている方も2割近くいて、その他意見でも、迷っている、きょうだいは嫌がっている、という意見もある。  
一方、法人後見を考えている方も3割強、専門職を考えている方も2割いる。

## Q5 (1) 現在利用していない理由を教えてください（複数回答可）



★利用していない理由で多くを占めるのは、「親が元気だから」が65%、

「契約や年金管理が親でもできているから」が46%、次いで「きょうだいがいるから」28%

★以下の「その他の理由」では、後見制度の良くない評判（例：自由にお金が使えない…用途が厳しく制限されると聞いている。障害のことを知らない後見人では相談できない。報酬額が不透明、など）や、制度そのものが知的障害者には合っていないという認識（報酬額のこと、障害理解のある後見人がいない、取り消しや後見人変更ができない）が多く書かれていて、制度が変わることを様子見しているという意見もあった。

うちには必要ないという方、そろそろと考えている方も一定数いらした。

★グループホームや施設に金銭管理を任せているというグレーな対応や、お世話になっている社会福祉法人に任せたいという利益相反になりかねない意見もあった。

## その他の理由 141人の自由記述のまとめ

## 【良くない評判、具体的に】

- ・面倒な手続きが多い・煩雑（9人）
- ・今の制度は財産管理になっている（3人）／・本人の思いが反映できそうにない。（3人）
- ・自由にお金が使えない…用途が厳しく制限されると聞いている。（4人）
- ・障害のことを知らない後見人に身上監護ができるのか？相談にのってもらえるか不安。（6人）

## 【後見制度の矛盾】

- ・後見人の決定権が家裁で、後見人の関わりが納得できなくても簡単に変更してくれない（11人）
- ・成年後見制度は、本人をさまざまな権利侵害や不利益から護るための最後の手段だと思っているが、同時に本人の権利も制限する（2人）
- ・制度に多くの課題があるため今後の進捗状況を注視したい。様子見。（3人）
- ・報酬が高い、親亡きあと、年金だけで報酬を負担していく今の制度は利用しにくい（7人）
- ・報酬の算出方法が理解出来ない。不透明。

## 【うちには必要ない】

- ・きょうだいが年金管理、契約など保護者としての役割を十分果たせるから。（2人）
- ・グループホーム・施設で金銭管理してもらってる（2人）
- ・本人の貯金が少ない。親は年金生活なので財産がない。
- ・本人の意向を確認、尊重しながら、年金や預貯金を一緒に管理、事業所との契約も本人がサイン。
- ・司法書士に相談したら、揉めてないなら必要ないと言われたから

【まだ早い、いずれは、そろそろ、検討中】

- ・両親がまだどちらも健康。成年後見について勉強し、どちらかに支障が出たら準備に入る。
- ・時期が来るギリギリまでは使わない（2人）／・現在利用する予定で検討、準備中
- ・子どもが未成年であるため（5人）
- ・日常生活自立支援事業、成年後見制度どちらが本人にあってるか？タイミングも検討中。

【法人後見を望む】

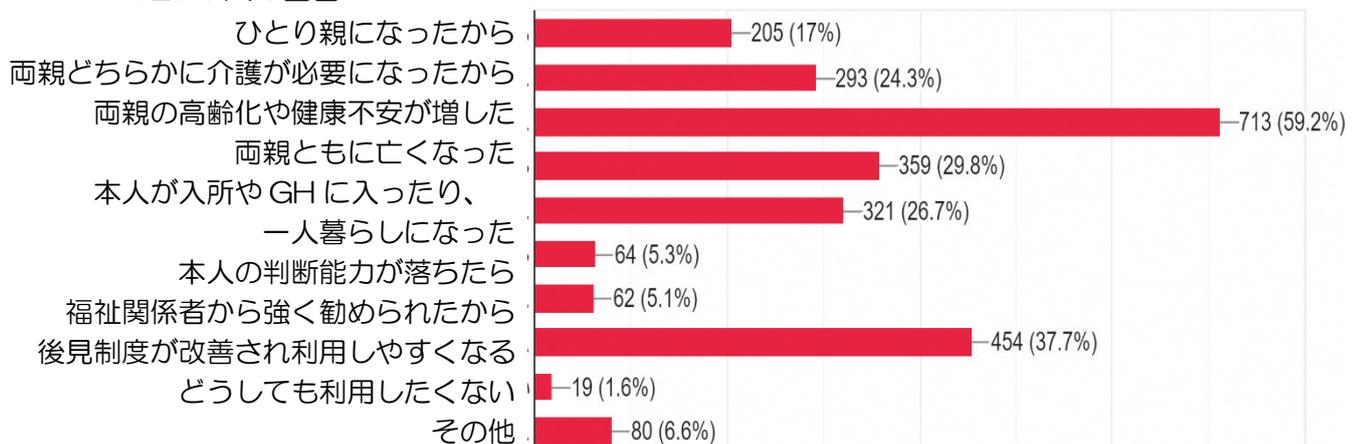
- ・高齢者と違い障害者の後見人は長期間になるので、それを支えられる組織があると良いと思う。
- ・利用している社会福祉法人が成年後見をしてくれるようになるのを待つ。

【その他】

- ・最後まで利用しなくていいように、と思っている。
- ・成年後見制度について勉強中（3人）／・兄弟に負担かけたくないが色々考えるとわからない
- ・後見報酬に見合う人材が居ない（福祉・障害に理解が無）
- ・本人が元気なうちに本人のためにお金を使い、親なきあとのために信託でお金を残す予定

Q5（2） 将来、この制度を利用するとしたら、どのような理由が想定されますか？（複数回答可）

1204 人の回答



★親の高齢・健康不安・死亡という理由が圧倒的に多いが、後見制度が利用しやすくなったらと改善を求める声の多さ 4 割弱も見逃せない。

また、入所やGH入居など生活が別になることをきっかけとする方も 3 割近くいる。

★以下のその他理由では、きょうだいのこと、相続・遺言のこと、制度利用したくない、などの意見もあった。

その他の理由の自由記述（77人）のまとめ

【すぐ利用】

- ・タイミングをみて、すぐにでも（3人）

【親の高齢や、親なきあとに関する事】

- ・家族の判断能力・体力が落ちる前に方法を考えたい

【きょうだい、親族のこと】

- ・きょうだいに頼む（4人）／・きょうだいが健康上の理由・死亡などで頼れなくなったら（8人）
- ・本人の兄妹とまだ話し合っていない。兄弟誰も関わりたくない思いがある。（2人）

【本人の状況による】

- ・本人（精神障害者手帳所持者）に場面緘黙（不安や緊張のある環境で話せなくなる）の症状があるため、外部との意思疎通が困難になった場合等
- ・施設から地域に移行できた時

・本人の望む暮らしをさせてもらえない・権利侵害など、本人の不利益になることが発生した時。

【相続、契約など】

- ・相続が必要になった時／・遺言状を書く時
- ・家族信託などでカバーできないことが予想されたとき

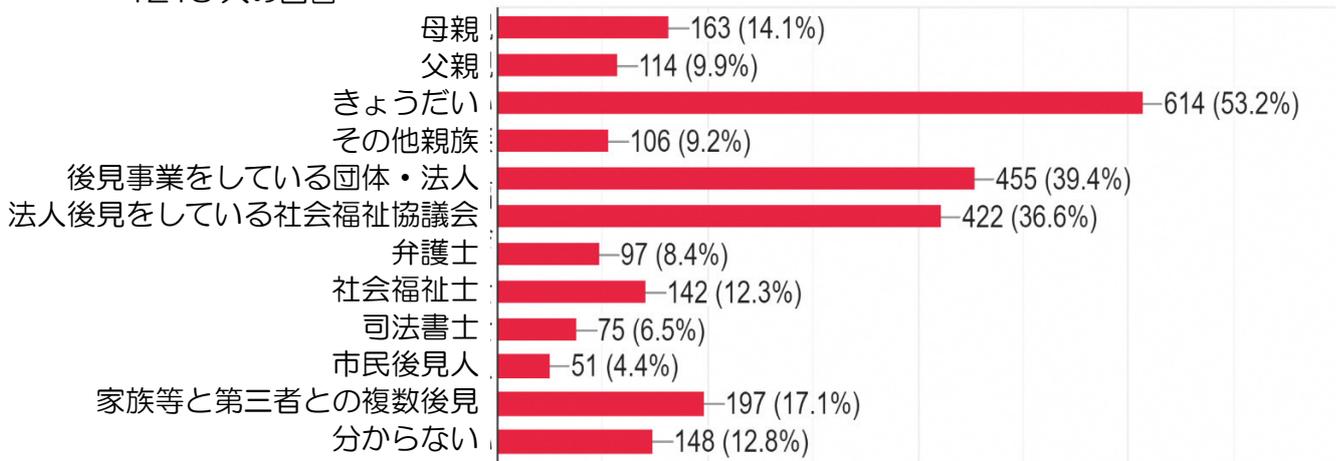
【後見制度を利用しない選択】

- ・制度を利用せず、きょうだいに任せたい。それが理想。(2人)
- ・本人は金銭管理は出来ないけれども、小遣い等は使う。適当な管理者がほしい

【後見制度の改善がなされれば】

- ・この制度がもっと成熟したら (2人)

Q5 (3) 将来、利用することになった場合、後見人等の候補者にはどうかたをお考えですか？  
1218人の回答



その他の記述から主なもの：

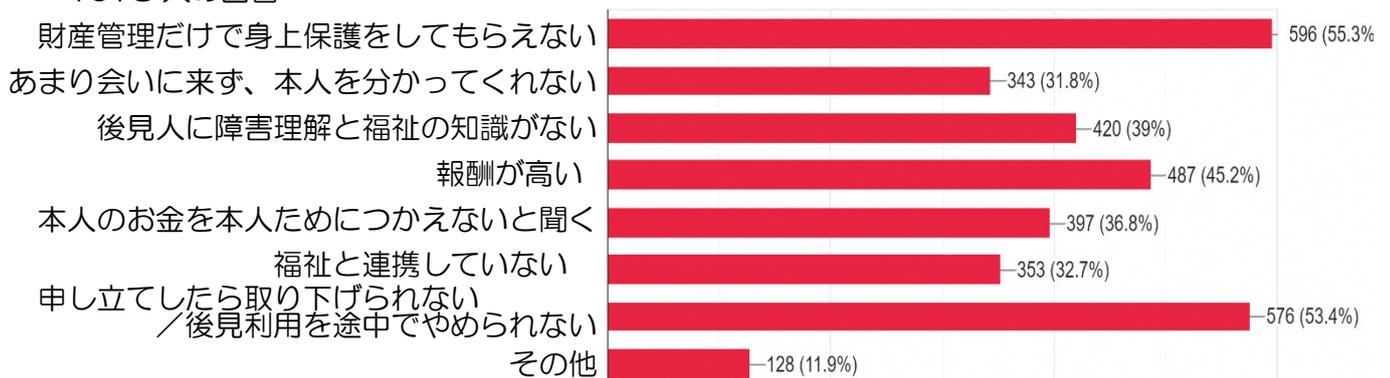
- ・後見人は本人の代わりだから、本人のために親や事業者にもきちんと対峙できる人。
- ・公的機関でおこなうようになって欲しい
- ・本人利用事業所運営の団体、法人は避ける
- ・自閉症にご理解があり、本人とのやりとりが可能な方

★法人後見を望む声が4割、家族等と第三者との複数後見を考えている方が2割弱いらしたことは、成年後見制度のことを学ばれている方が多いことがうかがえる。その他の記述にも、第三者にこうあって欲しいという意見があった。

一方で、5割以上の方がきょうだいに託すことも考えていることは、親の本音の表れではないだろうか。

Q5 (4) ①問題だ・改善して欲しいと思う点があれば、○をつけてください (複数回答可)

1078人の回答



★Q4（6）での、成年後見を利用している方の回答と比べると、どの項目も回答率が高く、問題だ・改善して欲しいという思いの表れと言える。特に、「身上保護をしてもらえない」は、利用している人では25% → 利用していないひとでは55%、  
「報酬が高い」は、利用している人では18% → 利用していない人では45%と倍以上いらした。

★下記のその他の記述には、身上保護をしてもらえない不満と後見利用を途中でやめられないという意見が多数あり、また、具体的な指摘もいただき、現制度の限界も見えてくる。

その他「問題だ・改善して欲しいと思う」の記述 135人 まとめ

【本人理解・身上保護に関する具体例】

- ・現状の後見制度では意思決定支援が不十分／・意思決定支援をわかっていない人がやっている
- ・本人の生活の相談相手や将来への援助をしっかりしてほしい
- ・真の意味で「本人のため」の設定が難しい。

【本人のお金を本人ためにつかえない事例】

- ・生活の質を高める物を購入しにくい／・本人の支援のために使う経費に制限がある。

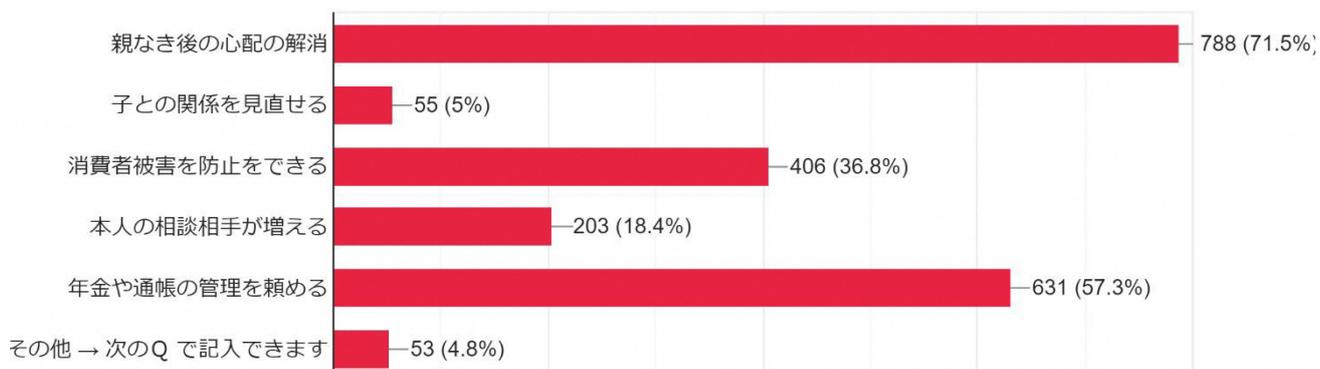
【福祉との連携について】

- ・促進法で言われている、チーム支援が浸透していない

【その他】

- ・医療決定の代理ができない点／・たとえば手術の保証人になれない
- ・通帳や財産が後見人の名義になる
- ・後見人を家裁が決める事／・後見人のチェック体制がない
- ・本来の後見制度の正しい周知が必要
- ・高齢者の後見と障害者の後見は意味合いが違う。一緒の制度にしないで別の制度にしてほしい

Q5（4） ②良い制度だと思う点に ○を付けてください（複数回答可） 1102人の回答



★Q5（4）①で、問題点・改善点を挙げた方が多かったが、この回答では、成年後見制度に親なきあとの心配の解消を期待する回答が7割、財産管理に期待する回答が6割弱、消費者被害の防止に期待する回答が4割弱あった。

★親なきあとの心配の解消を期待する具体例は、「本人の望む暮らしができる。両親がいなくなっても社会との接点が出る。本人の自立が一步進む」などあった。

★下記のその他の記述でも、自立・権利擁護・福祉との連携に期待する意見が見られた。

★問題点は多いが、成年後見制度は親なきあとには必要になるので、一層の改善に期待するというところであろうか。

その他「良い制度だと思う点」の記述 まとめ

#### 【自立、権利擁護】

- ・本人の権利が守られる／・法的に本人が守られる
- ・本人の自立が一步進む元になる／・本人の望む暮らしの構築ができると思う
- ・誰の代わりでもなく、本人の代わりだという点。
- ・とりあえず親なきあと、一人で世間に放り出されることがない点
- ・両親がいなくなっても社会との接点ができること

#### 【きょうだいの相談相手】

- ・きょうだいにとって相談相手が増える、負担が減る
- ・きょうだいも相談にのってもらえる

#### 【福祉への助言、連携等】

- ・福祉関係者がグレーな支援（金銭管理、書類の手続きなど）をしなくて済む。
- ・障害の社会福祉法人から生まれた、権利擁護を目的のNPO法人なら身上保護もしてくれる

### Q5（4）③その他、成年後見制度に関して思うことがあればお書きください 270人回答

- ★成年後見制度は親なき後、本人を護る制度だと理解しているが、成年後見人は、障害理解と身上保護に重きをおいて欲しいという意見が多く、福祉との連携が十分ではないと思う人が多かった。また制度そのものについて報酬金額を含めて改善が必要だと求める人が多かった
- ★理解不足、正しい情報が伝わっていないことでの意見も多く見られた。具体的には「後見人（第三者）や家裁の価値観に縛られた生活にならないか心配。金銭的な財産を守る（使わない）意味合いが強すぎる。後見人が権力を持ちすぎる。商売として考える人が多い。などがあった。このことから学習会の必要性を感じた。

以下、回答のまとめをお読みください

#### 【障害理解と身上保護にもっと重点】

- ・成年後見人には、本人の日常生活の様子を良く知り、周囲の人とのコミュニケーションを大切に。
- ・親がしていた各方面（施設、相談支援、行政、医療その他）とのコーディネーター的役割も果たしてほしい。
- ・本人の幸せを考えて生きたお金の使い方をしてもらえるようになることを望む。
- ・知的障害の場合、本人の意思決定にどのくらい添えるのかの大事なところが確立されていない。
- ・本人の望む支援が出来ていない。（例：本人が一番求めている旅行等も、許可してもらえない。）
- ・本人の意志が尊重されるように。後見制度が社会参加の足かせにならないようにしてほしい。

#### 【福祉との連携・ネットワークに乗せる後見制度を】

- ・身上保護の機能を充実させるために、定期的な関係者会議への出席し、他の機関や支援者と連携を図り、何が本人にとってベストインタレストか？を協議する事ができる、つまり弁護士や司法書士だけでなくチームとして機能する成年後見制度を期待する。
- ・本人がよりよく生きていくために福祉のネットワークを構築し、その上に乗せる事ができるような後見制度が必要です。
- ・生活支援を担うのは福祉なので、後見人と福祉との連携が不十分では、身上保護の役割が果たせない。後見人も支援チームのひとりとして、本人を護る人垣の一翼を担う存在であってほしい。

#### 【後見報酬のあり方】

- ・報酬は、財産でなく後見人がどれだけ被後見人のために動いたかで決めてほしい。
- ・身上保護も含めてみてくれる後見人にはきちんと報酬がわたり、当事者がより良く過ごせるための制度であってほしい。

- ・一般庶民にとっては、後見報酬が法外に高く、搾取され感が大きい。抜本改革を望む。
- ・成年後見制度を知的障害者が生きていくための支援の基盤とするなら、行政法上の制度として、利用費を行政が補助すべきではないか。
- ・報酬が地域によってバラツキがあるのは疑問。どこが決めるのか知りたい。

#### 【制度そのものへの不安など】

- ・裁判所が指名した後見人次第だ。後見人の犯罪を防ぐ制度がほとんど整備されていない。監督制度も脆弱なまま。なかなか任すことはできない
- ・行政の方針としても「利用拡大」が目的になり、本当に目的が本人・家族に伝わってない。
- ・成年後見を利用することにより、後見人（第三者）や家裁の価値観に縛られた生活にならないか心配である。
- ・善意の後見人である事が前提の制度なので、後見人が不正をした場合の罰則や第三者の監視・監査規定があれば良い。
- ・裁判所が行う人選がどのような基準で行われているか広く開示してほしい。後見人を容易に変えられないことも利用を慎重にさせている。
- ・現在の後見制度では金銭的な財産を守る(使わない)意味合いが強すぎるような気がする。
- ・後見人になる人の質の向上、また別にチェックをして後見人が不正をしていないか適正かを定期的に確認してくれる機関が必要。
- ・良心的な後見人なら良いが、被後見人のためにならない人物だったらと思うと、利用したくない
- ・どれだけ本人のことを考えてくれるか？ 後見人不足ではないか？等の不安がある。
- ・後見人が権力を持ちすぎる。商売として考える人が多い。

#### 【必要な制度である】

- ・親なきあと、本人の意思や立場を一番に考える人（後見人等）がいることは大切。
- ・きょうだいがいるが、親亡き後に負担がかかりすぎないように、後見制度が利用できればと思う。
- ・親族、身内だけに頼るのも不安なので公的制度は絶対必要だと思うが、利用しやすくしてほしい
- ・知的障害者に特化した後見人を養成してほしい
- ・社会福祉士会の研修会に参加し、最重度の娘には成年後見人が必要だと感じている

#### 【法人後見を望む】

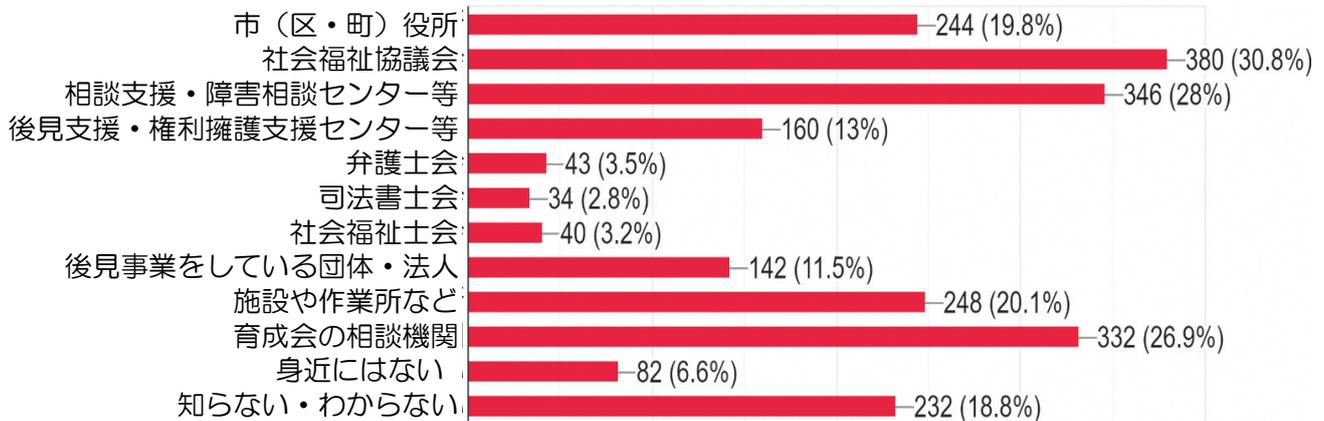
- ・いちばん良く分かっている職員か法人が後見をやってくれると良いので、入所からは独立した組織を作り、後見だけをやってくれると良い。
- ・本人を理解している人、組織がやって欲しい。
- ・法人後見人制度の拡充：本人、家族を知る施設等
- ・個人に後見を依頼することに心配。本人を知っている人たちでチーム後見できると安心だと思う

#### 【その他】

- ・高齢者向けで、知的障害者には合わない。
- ・社会福祉法人が後見できないか。利益相反とならないような巧い仕組みを。
- ・収入の低い方の大切な資産管理ができ、相談支援などと総合的に対応できる体制が必要かと。その総合的な支援体制には国の助成も必要。
- ・国連の障害者権利条約において、成年後見制度が権利侵害にあたるのではということについてとても気になります。海外ではどうしているのか？日本ではどうしてなのか？利用したい気持ちはあるので、勉強していきたい。
- ・障害者の権利擁護のために、成年後見制度ではなく意思決定支援制度に変えてほしい。
- ・アンケートに答えることで、もっと後見人制度について勉強しなくては、と感じた。
- ・早く、利用しやすい制度にして欲しい。
- ・後見人の育成の充実、支援センターの充実

- 行政が制度を理解していない
- 一刻も早く改善を。
- 本人と利害関係のない公的または社協が担ってくれると良いと思う
- 障害者を理解している後見人の人材不足

Q5 (5) ① 成年後見制度のことで何でも相談できる「相談窓口」が身近にあったら教えてください(複数回答可) 1235 人回答



その他の記述

- 私自身が契約する弁護士 ・ 担当の相談支援専門員 ・ 友人
- 後見人をしている知人 ・ 育成会で市民後見人の人 ・ 地域包括支援センター
- 障害者の家族に精通しているFP、司法書士 ・ 施設の親の会が契約している司法書士

★市区町村役所や社会福祉協議会でも2割～3割の認知度。相談支援等のセンターも3割弱。育成会も同程度。利用していないため、三士会への相談は3%と少ない。

身近にない・知らないという方が2割弱。

★Q4(後見利用している方の回答)の同じ質問での回答と比較してみても、相談窓口の拡充・広報も課題の一つであることがわかった。

Q5 (5) ② そこに、実際に相談したこと・相談したいこと、があったらその内容を教えてください 134 人回答

★相談窓口には「我が家の場合」という具体例で相談したいと考えている人が多い

成年後見制度について基本から知りたい人、現状の課題や最新情報を知りたい人と多様で今後の権利擁護セミナーの内容に反映していきたい

以下、回答のまとめもお読みください

【実際に相談したこと】

- 後見人と保佐人の違い。きょうだいを受けた場合どちらが良いのか?を相談した。
- 成年後見を考えるタイミングや、きょうだいに教えておいた方がいいこと、本人への財産の残しかたを聞いた。
- 我が家のケースで利用を急いだほうがよいか相談したが、慌てずとも良いと理解した。
- 主人が他界した後、市の窓口に行ったが私の年齢が40代だったので、一度後見すると料金が以後ずっと続くから、もっと先で良いのではと言われた。
- 息子のことで相談に行っただのですが、祖父母の相続、自身のことが先だと気づいた。
- 保佐の判定が出た場合本人の思っている生活が十分に維持できるか相談した

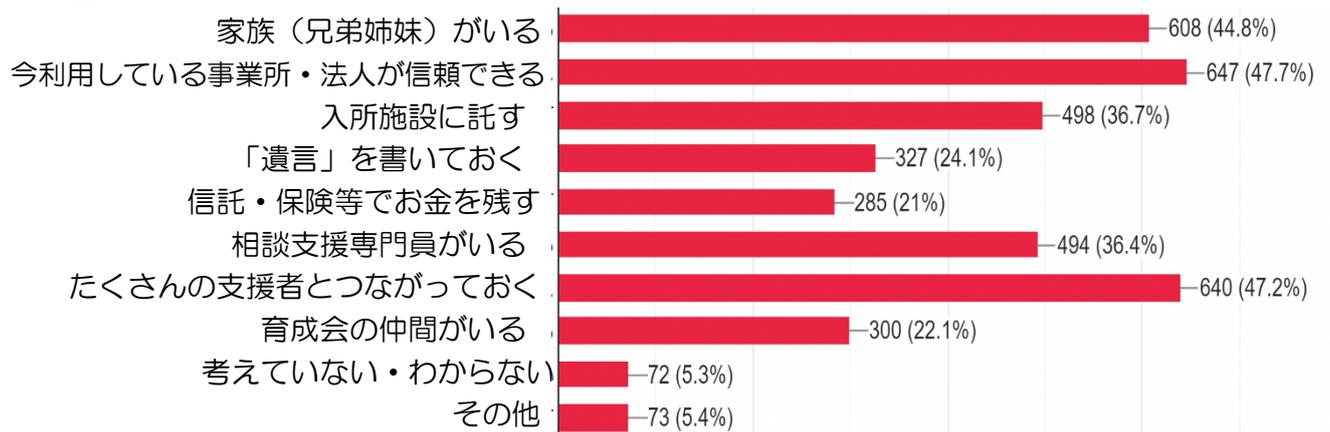
- ・後見人の仕事内容と報酬金額について司法書士に聞いた
- ・家裁の書記官等に施設に来てもらい説明会を開催したことがある

【相談したいこと】

- ・今の私たちに準備しておけることを具体的に（我が家の実情で）相談したい。
- ・知り合いの保護者（父親）が急死して、銀行口座凍結解除の手続きで、銀行から子（障害者）に早急に後見人をつけるように言われたが、そうなのか？
- ・学習会の講師の依頼
- ・後見制度利用のタイミングや残された家族の役割、現状の見極めと予想を立てた資金作りなど
- ・費用の工面ができれば、終活全般（公正証書遺言等を含む）について相談したい
- ・後見人候補者について
- ・どのようにしたら現在の成年後見制度を変える事ができるのか？
- ・メリットやデメリット、どんな事例があるか。
- ・知的障害者の場合、期間が非常に長いので法人後見をお願いしたいが、誰に後見をお願いすれば良いのかわからない。
- ・親族が後見人になる場合と、法人に後見人をお願いする場合との違い、どちらがいいのか、また、それぞれで困ることは何か。
- ・親が不治の病と知った時（または亡くなった時）、障害のある本人の将来の生活全般と人としての権利などよく理解し、未来プランと一緒に描き、見守って欲しい。
- ・施設入所する場合でも必ず後見人が必要でしょうか？財産分与が多ければ必要と思うが。施設入所の場合、現在何%の人が使ってますか？
- ・利用しているかたの具体例が聞きたい
- ・本人に寄り添う方向の見通しがどの程度進んでいるのか
- ・キーパーソンが高齢で、負担大となっているがどうしたらいいか。兄弟誰もなり手がいない
- ・制度利用する場合の手続き。その相談はどこで？。電話でお話できれば有り難いです。
- ・本人にとって後見人が必要なのかと言う事と後見人の報酬について”
- ・兄弟に負担がかかりすぎないように、他者の機関を選んだ方がいいのかどうか知りたい。
- ・海外の国々での取組みが知りたい

**Q6～Q10 全員にお聞きします。**

Q6 親亡き後、または病気や高齢化によって、子ども（障害のあるご本人）の支援ができなくなったとき、「成年後見制度」以外に、どのような支援や仕組み・システムがあったら、安心ですか？（複数回答可） 1357人全員の回答



その他の記述から抜粋

- ・安心と思われる制度はまだ見つかってない
- ・地域の中で災害時、不測の事態に際して民生委員等いろいろな人と繋がっておく
- ・親が契約しているホームロイヤー
- ・外国の例など「手をつなぐ」で紹介して欲しい
- ・横浜市の後見的支援制度のようなものがあるといい
- ・社会福祉協議会が行う日常生活支援事業の更なる拡充
- ・地域生活支援拠点の実効性のある整備
- ・入所施設、グループホームの整備（重度の人が入れる医療と連携した施設）
- ・看護小規模多機能型居宅介護（※）のように医療と連携した施設を障害者も使えたら  
（※）介護保険の「小規模多機能型居宅介護」に訪問看護サービスが追加されたもの
- ・医療同意と終末期医療を誰が決めるか明確化しておく

★ほぼ全員から回答をいただいたことは、「成年後見制度以外に、どのような支援や仕組み・システムがあったら良いか」への関心の高さがうかがえる。

★比較的高齢の保護者が「きょうだいがいるから」と答えていた。

「今利用している法人が信用出来る」「たくさんの支援者とつながっておく」と答えた人が、一番多かった。続いて、相談支援専門員を頼りにしている人も多く、計画相談が根付いてきたと言えるのだろう。

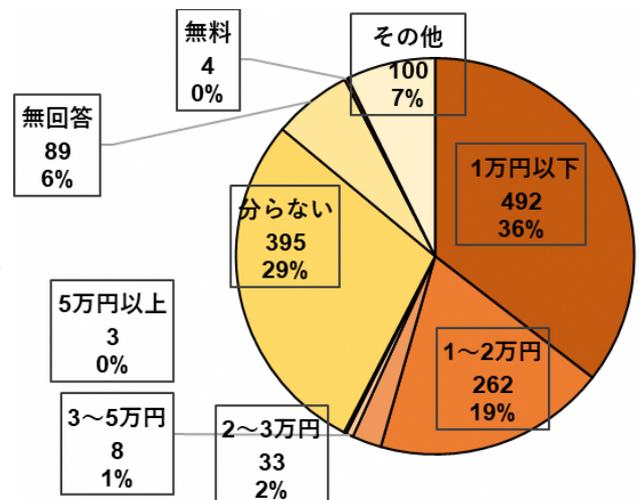
★「成年後見制度」以外という、なかなか具体的なシステムが思い浮かばない感じがする。

Q7 後見報酬について伺います。

（１）後見報酬が高くて使えないという声が多いですが、いくらくらいなら妥当と思いますか？

★1万以下が一番多かった。本人の収入を考えるとそう答えざる得ないのだろう

★その他意見からは、年金を基本にして、その1割程度ならと考える人と、公費負担にすべきという意見があった。



その他の意見： 100人回答から抜粋

- ・報酬ではなく本人の負担の問題。
- ・一万円でも高すぎるくらいで、2, 3千円程度でいいのでは。
- ・原則無料(公費負担) / 国が行うべき / 国が支払うべき
- ・所得に応じて公費で賄われてほしい
- ・助成(補助)制度の充実による。
- ・本人の収入に応じて。年金のみの方はゼロで。
- ・後見報酬を個別給付にすべき
- ・差額は支援する制度とする
- ・年金等でギリギリの生活をしている場合、報酬を出すことすらできない
- ・本人の年金(年間)10%

Q7 (2) (1)で妥当とした後見報酬の額について、その理由があればお書きください。

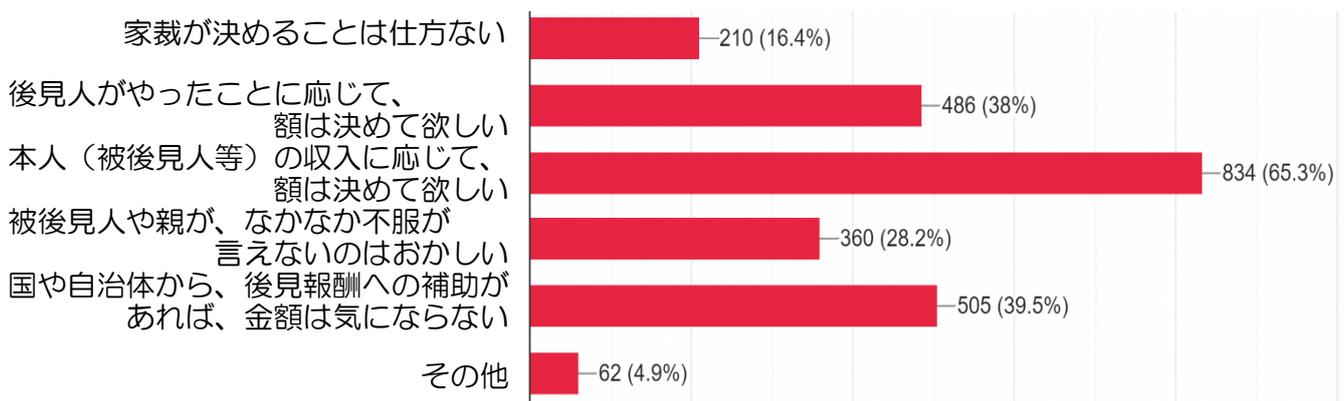
435 人の回答から抜粋

報酬額についての理由

- ・ 障害者年金で支払うので、生活が成り立たない。
- ・ 障害者年金からの捻出になれば、この程度でなければ難しい
- ・ 収入や年金が少ないから支払えない
- ・ 収入源が障害年金だけなので高額になると支払えないため。
- ・ 財産によって報酬を決められると報酬で財産は、どんどん減っていってしまう。子のために貯めた財産は、後見人報酬のためではない。活動した量で報酬を決めてほしい。
- ・ 親がいる間は払っても、そのあと、どうなるか、心配
- ・ 報酬を支払える年金金額と工賃ではない。障害のある人にとって身近なものになる必要がある
- ・ 本人の所得に応じた報酬が望ましい
- ・ 仕事に見合う報酬をお支払いすることは必要。無料であればよい、とは思わない。適切な報酬のために助成金制度は必要である。
- ・ 本人の収入が障害者年金とわずかな工賃だけから 1 割以上の報酬を支出する事は厳しい
- ・ 収入の 10%以下 / ・ 障害年金に対する報酬の比率が 1 割を超えるのはおかしい

Q7 (3) 報酬額は家裁が決めることになっていますが、思うことありますか？（複数回答可）

1278 人回答



★報酬は家裁が決めることだから仕方ないと言いながらも、本人の収入が年金中心と低いためにそれに応じて金額を決めて欲しいという人が65%と多かった

一方で、後見人がやったことに応じての報酬額を望む意見も 4 割近くあり、それぞれの事情で迷うところのようである。

★その他意見では、年金以外に所得のない知的障害者の個人負担は、無理！という意見が当然ながら多い。また、公的補助や公費負担を望む意見も多い。

その他の記述から

- ・ 国が支払うべき / ・ 全額補助希望 / ・ 公費負担であれば家裁が決めても良い
- ・ 公的補助が欲しい / ・ 医療費のように保険制度にならないものか。 / ・ 障害者の生きる権利として、後見報酬の助成金を 1 万円出してほしい
- ・ 何を基準に額を決めているのか、明確にしてほしい
- ・ 家裁が決めるにあたって 裁判官によらない決まった合理的なルール(計算式とか)あるのか 透明性、公平性が不明
- ・ 家裁は、一年の報告をしっかりとみて、報酬を決めているのか？

- ・認知症高齢者の仕組みと障害者の仕組みは根本からきちんと考え直して欲しい。財を成してきた高齢者とは違い、財はなく若い頃から利用が始まることを考えてください。
- ・報酬に対するジャッジを公正にできるシステムがあれば良い。不足分は国や自治体の補助とする様にすればよい。

## Q8 後見人等の役割のひとつ「身上保護」に何をして欲しいですか？期待しますか？（自由記述）

**【参考】** 後見人が行う「身上保護」とされているのは、入退院、入退所、サービス利用に関する契約業務や手続き、年金や手当の申請、その際の本人や家族とのやりとりが主たる内容です。促進法であたらしく想定されている内容は、面会を一定程度行うこと（めやすをもうけるかという検討課題あり）、ネットワーク（関係者への定期的な連絡、支援会議への参加などのチーム支援）、後見業務全般を通じた本人意思の尊重等です。皆様には、忌憚のない思いをお書きください。

- ★具体的にしてほしいことをはじめ、成年後見制度利用促進法に示されたことに期待した内容など、貴重な回答をいただいた。一方、成年後見制度を利用していない人からの回答も多くあったからか、「現状においては後見人の本来業務でないこと、本来は福祉支援者の役割であること」を、後見人の身上保護に求めている書きぶりも見受けられた。
- ★面会は、定期的に行い本人の様子を把握して欲しいという意見が多く、本人の意思決定支援をていねいに行いチームでサポートしてもらいたいという意見が大多数であった。一方で現在は医療行為で出来ない衛生面のサポートのことや亡くなったあとのことまでの心配の声が寄せられた。面会の回数については、今後の報酬改定において、報酬算定の要素となる可能性もあるので、注視し、意見を伝えていきたい。
- ★権利擁護の役割としても、身上保護に期待している意見もあり、重要な視点と捉える。
- ★以上から、現状、後見人に期待される身上保護のイメージと実際の制度・運用とは大きな乖離あり、それが利用につながっていない要因のひとつと考えられる。国の促進会議で検討されている後見報酬の改定においては、身上保護の中身によって、基本報酬にいれることと付加報酬にいれることの整理が検討されているため、基本報酬にいれるべき「身上保護」の中身を育成会として伝えていく必要がある。具体的な身上保護のイメージを伝えることで、本人にメリットが感じられる運用になるよう、さらに議論や学習が必要であることがわかった。

以下、680人の回答のまとめをお読みください

### 【具体的にしてほしい身上保護】

- ・グループホームの世話人さんとの関係の確認や季節ごとの洋服の入れ替えなど。
- ・グループホームの生活で寝具等の洗濯、部屋の掃除、衣類の整理等を実際にGHの生活の場を見て確認してほしい
- ・季節に合った生活が出来ているか、人としての楽しみが味わえているか、本人に合った食事が摂れているか。
- ・服装が年齢相応なものか、衛生的か、笑顔がみられるか、不安や痛みがないか
- ・身の回りの服や生活用品を買う。病院の付き添い、関係書類の提出
- ・本人の余暇支援につながるようなこと。たとえば本人の好きな電車旅ができるようにヘルパーを依頼するとか、好きなイベントに参加できるように計らうとか？
- ・生活に非日常のイベントを取り入れてほしい。例えばディズニーランドで好きな歌を聞いてくる等、本人が望むことは体験できるような支援体制を要望してほしい。
- ・本人の個性と意思を尊重する。本人にとって彩りのある日々（好きな公演や旅行、食事、買い物）を過ごせるように支援してもらいたい
- ・金銭的な被害にあわないように、また、被害を受けたときに、それとわかり、解決の為に相談で

きるようにしてほしい。本人の意思を尊重してほしい。わからないことは専門家に繋げてほしい。

- 入退院、入退所、サービス利用に関する契約業務や手続き、年金や手当の申請。また、毎日実際に本人と関わっている方々との定期的に連絡
- 体調が悪い時、会社での出来事、買いたい物があってお金を足して欲しい時等、何事もはなせる人が数人ほしい。本人の日中の生活、特に仕事のない時の様子に心配りがほしい。
- 福祉サービスの内容が本人に合っているか見守る、支援計画の実効性のチェックなど。
- 本人や家族にとって、法律など専門的な相談ができる存在であってほしい
- 本人が満足しているかのチェック、より豊かに暮らすための提案、事業所への申し入れなど。
- 「本人の意思」と「本人にとって最良・最善のこと」とのせめぎあいの中、本人の強みをひきだせるような支援が必要
- 契約業務だけでなく、本人の引率や同行を期待する。(本来は、福祉サービスにつなげること)

#### 【面会・見守り・相談など】

- 本人の特性を理解し、身体の状態や生活の状況全般を把握し、本人に合った生活を送ることができる生活の質の見直しなどに配慮し、必要なサービス等との手配や契約など。
- 面会を行い第三者の目で本人の状況を把握（チェックシートがあっても良い）本人の人権が保障され快適に生活出来ているかをネットワークの1員として見守る
- 支援者会議出席は必須にしてほしい。グループホームの利用者の場合は、事業所の方との面会も定期的にして欲しい。
- 本人に会って、成長や変化に気づいていただけるような関係性を持つことが大切だ。
- 定期的に面会して、本人の希望に添った福祉サービスの利用など配慮してほしい
- 本人への面会、日中、夜間の場の支援者との情報交換、相談支援専門員との情報交換
- 将来、1人暮らしになったときに、生活面等で困った事が出来たときに相談に乗ってくれることを望む

#### 【ネットワーク、チーム支援】

- 身上保護については、近くにいる支援者の人の意見をきちんと把握をして、必ず、チームで考えてほしい
- 支援会議に参加するなどして、本人のことをよく知る努力をしてほしい。本人の気持ちに寄りそった後見をしてほしい。相談支援専門員、通所している福祉事業所、主治医などと共に支援会議に参加し、本人の日常を理解してもらいたい。
- 事業所を使っていれば個別の支援計画などをよくチェックして、他の関係機関とのつながりを持ってもらいたい。
- 本人、親族、福祉施設関係者、後見人で定期的なカンファレンスを行うような仕組み（複数チェック機能）が必要。
- 後見人の独りよがりにならないなめにも、後見人が迷うこともあるので、チーム支援、面会、意思の尊重を望む。ただ、チーム支援では誰も責任を持たない、などにならないで欲しい。
- 後見人は本人を取り巻くいろいろな支援者（例えば、作業所、グループホーム、移動支援による支援者、等）とのつながりを持ち、情報交換できる環境に努める事が大切と思う。
- 本人が重度の障害で話すことや意志表示が難しい可能性があるため単独での関わりではなく本人が関わる福祉などと連携を取りチーム支援として進めてもらうと親としては安心
- 後見人等が一人だけの判断ではなく、チームで検討していける、内容が適切かをチェック出来るシステムを作ってほしい

#### 【意思決定について】

- ヘルパーさんの介護を必要量確保出来る様に後見人の方にはお願いしたい。本人が希望する無駄と思われる行動も認めて頂きたい。本人の価値観を大事にした支援計画を！

- ・本人と面会し、のぞむ暮らし方や趣味や余暇の好みを聞き取ってもらい、充実した暮らしとなるようにサービスを調整してほしい。
- ・本人の意思がはっきりしていないことが多い最重度の者は日常の生活を良く知り理解した上での「身上保護」をしてほしい
- ・本人の意思決定支援を重視して代行決定を必要最低限にしてほしい
- ・本人の特性、気質、性格、思いや希望を理解したうえで本人の意思決定支援をしながら身上保護を行ってほしい
- ・本人がいつでも相談していける関係をつくってほしい
- ・後見人の物指しで決めつけず、よく話を聞いて、本人の意思を尊重して欲しい。

【健康サポート、医療関係】 ※医療同意は現状では出来ない

- ・身寄りのいない利用者が入院手術をすることになり、入院手続きは後見人が行えるが手術の同意書は書けないと言われた過去がある。本人の意思を尊重し確認した上で署名できればいいと思う。
- ・健康管理のサポート「入退院や日常の薬のチェック、体調のチェック」、衛生面のサポート「爪・髪・髭・耳垢などのチェック」など（看護師しかできない医療行為もある）

【看取り、死後事務、お墓など】

- ・入所者で後見利用している方で、本人の家族が不明の場合、本人死亡時の葬儀やお墓が気がかり。
- ・看とり迄の寄り添いを望む。
- ・両親が亡くなりその後本人が亡くなったらお骨を親と同じ場所に入れて欲しい
- ・本人の死後の処理、納骨等もして欲しい

【人権、虐待】

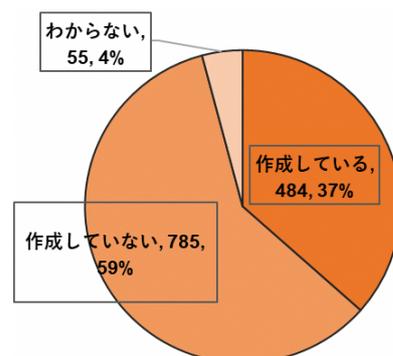
- ・虐待や人権侵害を受けていないか、良い人生を過ごしているか見守って欲しい。
- ・生活の質の確認(衣食住が劣悪でないか、人権を尊重しているかを見て欲しい)

【その他事例】

- ・某育成会では、支援員を養成し、法人後見をしている。月二回訪問、コミュニケーションをとるモニタリング、健康管理、本人の希望で旅行、外出、生活管理、電話連絡をしている
- ・私の息子 42 歳：いわゆる重症心身障害者で「胃ろう・痰の吸引（医療的ケア）」が必要で、言葉による意思の疎通を図ることは困難です。親であれば経験から顔の表情や全体的な動作から体調や感情を推し測れますが、それ以上の意思については親でも理解することは困難です。後見人が行う「身上保護」の内容は障害の状態と普段の生活スタイルについて、十分理解している人に担って欲しい。まずは健康管理、感情のコントロールですが、促進法で新しく想定されている一定程度の面会では不可能で意味がありません。 普段の身上保護は入退院に関することも含め、利用している福祉サービス事業所に担って欲しい。年金や手当の申請等、契約業務や手続き、については相談支援事業所に委ねることができればと思っています。（家族・福祉サービス事業所・相談支援事業所との信頼関係を構築できていることが前提）

Q9 「成年後見制度」の利用の有無にかかわらず、本人のサポートファイル（本人の生育の記録等）を作成していますか？

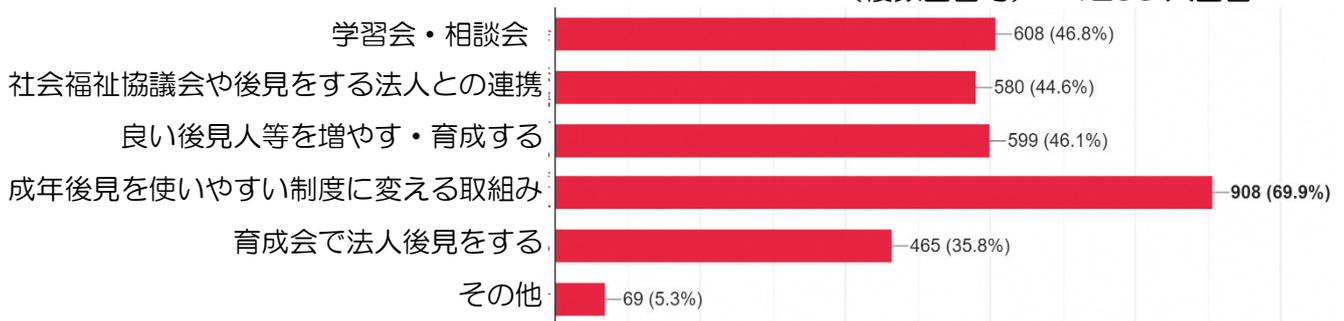
- ア 作成している
- イ 作成していない
- ウ わからない



★全国に広がりを見せているサポートファイルだが、まだまだ若い保護者を中心に作成していない人も多いことがわかった。啓発していく必要がある。

Q10 「成年後見制度」に関して、地域あるいは全国の育成会にしてほしいことはありますか

(複数回答可) 1299人回答



★育成会主催での学習会、相談会の実施とともに、法人後見を行っている法人との連携が必要だと考える人が半数弱いた。一方で、成年後見制度を使いやすい制度に変える取組みが必要だと7割近くの人が意見しているので、育成会としての今後の運動の方向にしていきたい。

★その他意見でも、現行の「成年後見制度」の問題点を踏まえ、問題点を解決していくという意見があり、育成会主催での学習会、相談窓口に対する具体的な意見もいただいた。貴重なご意見を活かした取り組みにつなげたい。

その他意見まとめ

【上記の選択肢以外の意見】

- 育成会はユーザー側であり、他機関と繋がり意見していく役割でそこまでの期待や負担をかけるべきではない
- 育成会で法人後見をする必要はない。

【良い制度にすることについての意見】

- 後見制度を廃止して代理権のない本人の権利擁護の仕組みを作る運動
- 後見制度の現状の問題点の説明を行い、使いやすい制度にするための建設的な提案をしていく
- 成年後見制度の報酬は、本人負担でなく合理的配慮の一つとして欲しい
- 医療同意、死後の対応の介入の法整備ができないものか

【育成会で行う学習会・相談窓口についての意見】

- 研修会は、制度説明だけに終わらず出来るだけ実例を上げて欲しい。制度利用者の親の話や本人の様子を知りたい。本当に困った人が参加出来て相談出来る研修会であって欲しい
- 精神の親の会など他の団体とも協力して取り組んで欲しい
- 地方の育成会は会員の高齢化や減少で期待出来ないのでは？コロナ禍で繋がりが希薄になっている。IT技術の活用も難しい人が多い
- 法律相談があったら、専門機関につなぐ

( 以上、 アンケート回答の集計・分析 )

## 《5. 考察》

回答者の97%が親ときょうだいであったことから、知的障害者支援のキーパーソンがまだまだ家族であることが伺える。障害のある本人の年代については、10～30代が全体の65%で、後見を付ける年代としては予想より若い世代のご家族から回答をいただいた。これらのことは、今後、少なからぬ課題解決に取り組むにあたり、「成年後見制度」への関心の高さも感じられ、非常に心強く感じられた。本人の障害の程度については7割近くが最重度及び重度であり、親なき後の問題の深刻さは育成会ならではの喫緊の課題と再認識した。

本人の住まいについても、7割が家族同居であり、グループホームや一人暮らし等の環境整備がなかなか進んでいない社会の状況が伺える。親の年代も60歳以上が過半数を占め、本人の自立した生活と共生社会の構築に向けて、早急な対策が必要である。

「成年後見制度」の認知度は8割以上と高く、アンケートの対象が育成会会員ならではのものと思われた。また「成年後見制度」の利用率は1割強（151人）と低いものの、「最高裁による後見概報告（令和2年）」の知的障害者の利用人数から見ると全国的な利用率は3%程度となることから、これも育成会でのアンケートならではの調査結果と言える。

利用者のうち、どういう人が後見人になっているかについては、151人中、母親が50人、父親が30人、きょうだいが24人と、7割が家族完結型であり、心情的にも人材的にも我が子を託せる後見人の不足が伺える。

類型は「後見」が130人と圧倒的多数である。また「成年後見制度」利用の理由は、親の高齢化による将来への不安や、障害福祉や介護保険の契約のためが2～3割ずつ、親亡き後の相続の発生という理由も多く、知的障害者の相続権が健常者と同等の権利として社会に浸透してきたものと言える。

「成年後見制度」の利用者が僅少とは言え、回答者の多くがこの制度の問題点を把握しており、育成会会員の意識の高さを感じることができた。一度申請したら後戻りできない柔軟性の無さや、本人の意思を尊重しない後見人の資質の低さなども確実に把握している。

知的障害者にとっての「成年後見制度」として、後見人の資質の低さからくる問題点に「障害理解と福祉の知識がない」ことも挙げられている。たとえば、「親族後見から第三者後見に引き継ぎたいが、障害に理解のある後見人が不足」「法人後見事業をしている団体・法人に引き継ぎたい」等の意見もあった。

さらに「成年後見制度」のもうひとつの大きな問題は、「身上保護」の在り方である。回答者の多くが、第三者後見人による単独の後見には不安感を持っている。「生活面の支援は障害福祉サービス等が担うにもかかわらず、後見人と福祉との連携が不十分では、身上保護の役割が果たせないのではないか」といった意見からもチームでの後見支援を望んでいることが推察される。

「チーム支援」はこれからの後見に必要なもので、たとえば、本人に身近な親族・福祉・医療・地域等の関係者と後見人等がチームとなって、日常的に本人をいろいろな視点で見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みのことである。チームは、「本人には意思、思いや気持ち、好き嫌いなどがあるという前提」で関わっていくもので、本人が自らの意思や思いをそれぞれの形で伝える（あるいは推察する）ことができ、それが本人の意思、思いや望んでいることにつながるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くしていかなければならない。「今のままの成年後見制度は利用したくないが、親亡き後を思うと何らかの備えはしておかなければならない」と考えていることが多くの回答から伺えるので、「チーム支援」は尚いっそう、今後の大きな課題と言える。

以上のような課題・問題点に加え、特に「後見報酬」については、自由記述も含め、知的障害者は障害基礎年金だけが保証された所得であるにも拘らず、本人負担とされていることに多くの反対意見が出ており、ここも育成会として譲れない点である。報酬は、「公費負担であるべき」「本人負担であるなら年金の1割程度の額にするべき」「助成（補助）制度を充実させるべき」という意見など、関心の高さの問題意識の高さを共有していると思量できる。「後見報酬」の問題は、知的障害者の立場になって抜本的に解決されない限り、「成年後見制度」の利用は普及していかないとさえ言えよう。

「成年後見制度」の普及が進んでいかない理由については、制度の内容についての正しい説明だけでなく、個別の事情（我が家の場合）に寄り添った話のできる『窓口』が身近に少ないことも要因のひとつと考えられる。回答からは、『窓口』としての認知度は、市区町村役所や社会福祉協議会や相談支援センターでも2割～3割、今後期待される後見支援センターは1割強、育成会は3割弱であった。育成会には「専門相談機関へつなぐ一次相談」であれば担えるのではないかと期待する。

「親なき後、成年後見制度以外に、どのような支援や仕組み・システムがあったら、安心ですか？」の問いには、「今利用している法人」「たくさんの支援者とつながる」と答えた人が一番多く、「遺言」「信託・保険」「後見的支援」「医療関係」以外に具体的なシステムはなかなか思い浮かばないようである。ただ、相談支援専門員を頼りにしている人も多く、計画相談が根付いてきたと言える。

「成年後見制度に関して育成会にしてほしいことはありますか」の問いにも多くの意見をいただいた。特に「成年後見を使いやすい制度に変える取組み」を望む声が7割と多く、全育連への期待と受け止め、今後も国の会議にしっかりと要望を届けていく必要がある。また、全体の自由記述に鑑みても、利用促進法で示される「地域連携ネットワーク」と「中核機関」が、早急に市町村で設置されることが期待されていると言える。「地域で中核機関！が有効に機能すべく努力をしてほしい」との意見からは、各地の育成会が働きかけ、連携して欲しいとの期待が伺える。また、前述の『窓口』で記述したが、育成会等の一次相談からのつなぎ先が「中核機関」となれば、本当に必要な方がメリットのある成年後見利用につながると期待できるのではないかと。

もうひとつ、全育連・各地区育成会として取り組むことが期待されているのが、「成年後見制度の学習会」である。回答からは、理解不足、正しい情報が伝わっていない様子、基本から知りたい人、現状の課題や最新情報を知りたい人と多様で、学習会の持ち方の工夫が求められるが、今回の回答には具体的で貴重な意見も多く、参考にさせていただきたい。

さらに今回のアンケートで一部の方からの意見にあった【現行の日本の「成年後見制度」に関して、障害者権利条約から指摘されている内容】について触れておきたい。

障害者権利条約では第12条に、①障害者を法的能力によって差別することを禁止するとともに、②これまでの「代行的意思決定を廃止し、本人に不足する判断能力を意思決定支援によって補い、本人が法的能力を行使できるようにする「支援付き意思決定」に転換するように全ての締約国に求めている。それを受けて全育連としては、障害者権利条約の求めるパラダイムの転換を薦めつつ、「法改正」に取り組むことと、既に後見支援を必要としている方には現制度下でも「支援付き意思決定」がなされるべく後見人及びチーム支援に関わる人の支援の力を向上させていくことの、両方ともが重要と考えている。

〈 考察： 権利擁護センター成年後見チームリーダー 高野淑恵 〉

## 《おわりに》

成年後見チームの一員として、今回のアンケートの回答に「成年後見制度」の問題点はほぼ明らかにされたものと、非常に心強く感じたことをお伝えしたい。

たくさんの方がこのアンケートの設問を読み込み、深く考え、自由記述もしっかりと書き込んでいただけたことで、とても有意義なアンケートであったと思う。

全国の育成会の皆様と問題点を共有できたことに心からの感謝を！

(コロナ禍の中、全国の育成会の皆様のご協力に、深く感謝申し上げます。)

### <実施機関>

(一社) 全国手をつなぐ育成会連合会 権利擁護センター  
運営委員

長江 睦子 (北海道ブロック)  
藤森 健吾 (東北ブロック)  
高野 淑恵 (関東甲信越ブロック)  
大橋 和史 (東海北陸ブロック)  
井上三枝子 (近畿ブロック)  
武田 信子 (中国・四国ブロック)  
十島 真理 (九州ブロック)  
関哉 直人 (専門委員)  
曾根 直樹 (専門委員)

運営委員長

村山 園 (千葉県手をつなぐ育成会)

担当副会長

小島 幸子 (栃木県手をつなぐ育成会)  
大谷 喜博 (鳥取県手をつなぐ育成会)

2021年8月1日現在 (順不同 敬称略)

